

プリュム修道院所領明細帳に追加部分はないか。 シュワープによる新版に寄せて

森本, 芳樹

<https://doi.org/10.15017/4476066>

出版情報：経済學研究. 51 (1/2), pp.47-85, 1985-08-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

プリュム修道院所領明細帳に追加部分はないか。シュワープによる新版に寄せて

森 本 芳 樹

目 次

- 1 シュワープ新版の特徴 = カエサリウス写本の再現
- 2 新版の前提 = 追加部分の不在
- 3 新版における所領明細帳作成方式の構想
- 4 所領明細帳の分析によるシュワープ説の検討：
第1章—第9章；第10章—第23章；第24章—第29章；第30章—第32章；第33章；第34章—第40章；第41章—第43章；第44章—第54章；第55章—第103章；第104章—第111章；第112章—第118章；『合計』。
- 5 シュワープ説の意味と新版の有用性

1 シュワープ新版の特徴 = カエサリウス写本の再現

中世初期領主制の研究が、最近きわめて活発になっている¹⁾中で、その根本史料をなす「所領明細帳」polyptyque, Urbar の史料批判が、改めて注目を集めている。19世紀以来の硯学たちによる仕事が不十分であったことが意識され、主要な所領明細帳ごとに大きな問題点が摘出され、検討されつつある²⁾。こうした研究動向から、これら所領明細帳の新しい刊本を作成しようとする試みが生まれてくるのは、当然で

あろう³⁾。そうした状況の中で、I. シュワープによってプリュム修道院所領明細帳（893年）の新版⁴⁾が、伝統ある『ライン地方所領明細帳』シリーズの第5巻として刊行されたことは、まことに喜ばしい。それは、この所領明細帳が19世紀以来多くの歴史家によって研究され、ことに K. ランプレヒト, Ch. Ed. ペラン、さらにはごく最近の L. クッヘンブッフ⁵⁾による著作が、それぞれの時代に相応しい視角からこの

3) その先駆をなすのが、ガンズホーフによるサン・ベルタン修道院所領明細帳の刊行である。F. L. Ganshof, *Le polyptyque de l'abbaye de Saint-Bertin (884-859). Edition critique et commentaire*, Paris 1975. なお現在では、ドヴロワによって、ランスのサン・レミ修道院所領明細帳が刊行され、ロップ修道院所領明細帳の新版が予告されている。J. P. Devroey, *Le polyptyque et les listed de cens de l'abbaye de Saint-Remi de Reims (IXe-XIe siècles). Edition critique*, (Travaux de l'Académie nationale de Reims, 163), Reims 1984; Id., *Le polyptyque de l'abbaye de Lobbes, à paraître in Bulletin de la Commission royale d'histoire*.

4) I. Schwab, *Das Prümer Urbar*, (Rheinische Urbare, 5), Düsseldorf 1983.

5) K. Lamprecht, *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes, II, Statistisches Material. Quellenkunde*, Leipzig 1885, pp. 59-105; Ch. Ed. Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine d'après les plus anciens censiers (IXe-XIIIe siècle)*, Paris 1935, pp. 1-98; L. Kuchenbuch, *Bäuerliche Gesellschaft und Klosterherrschaft im 9. Jahrhundert. Studien zur Sozialstruktur der familia der Abtei Prüm*, Wiesbaden 1978.

1) 森本芳樹「西欧中世初期領主制研究の現状——1983年9月ヘント研究集会『メロヴィング期・カロリング期における大所領』をめぐって——」『史学雑誌』93-6, 1984, 78-89頁を参照。

2) 森本芳樹「プリュム修道院所領明細帳（893年）の史料批判をめぐる二つの問題」（I），本誌，47-4, 1981, 3頁。

史料の徹底的な検討も試みた成果であったにも拘らず、いずれも、19世紀中葉に出版されたH.バイヤーによる欠陥の多い刊本⁶⁾によっていたからである。例えば、底本では $\frac{1}{2}$ を示すために頻出する略号であるsの小文字(→《semis》)の大半が、バイヤー版では印刷されておらず、そこからペランやクッヘンブッフが、9世紀末プリュム修道院領における二分の一マンスの例外性を結論するというような、信じ難い事情さえあったのである⁷⁾。

シュワープが底本に用いたのは、バイヤーと同様に1222年の元修道院長カエサリウスによる写本⁸⁾である。プリュム修道院所領明細帳の原本が伝来しておらず、その上、このカエサリウス写本以外には、14世紀の書体による写本⁹⁾があるのみで、しかも後者は前者のやや乱雑な筆写によっているという事情から、それは当然のことと言えよう。しかし、シュワープによる刊行方法の特徴は、カエサリウス写本をその物的体裁においてなるべく忠実に再現したことにあり、この点ではバイヤー版よりもはるかに細かな作業が行なわれている。

そもそもカエサリウス写本には、所領明細帳の筆写に加えて、カエサリウス自身が書き下した部分——序文、目次、注釈、1222年における

プリュム修道院の封臣の表、及び跋文——が含まれているが、シュワープは活字の形を変えて、これら二つの部分が視覚的にも容易に区別できるように、印刷させている。また、注釈の大部分が本文に出る用語や地名に関連されて書かれていることを考慮し、バイヤー版におけるように、これが本文の対応箇所と異なった頁に印刷されることのないように配慮して、刊本の頁建をカエサリウス写本のそれと一致させるといふ、特異な仕方が採用されている。すなわち、シュワープの書物では158頁から259頁が所領明細帳の刊本に当てられているが、158頁に印刷されたカエサリウス写本第5葉表から始まって、底本で1頁にあまりに多くの注釈が書かれていて刊本で2頁を当てざるをえない若干の例外を除いて、刊本の1頁には底本の1頁(各葉の表か裏)が再現されて、刊本259頁—底本第51葉表に至っている。そして各頁では本文の改行の場所を正確にカエサリウス写本どおりとし、底本で注釈が本文の行間に書かれている場合には、刊本ではさすがに頁の下部にもってきているものの、そうした配列の変更も含めて、底本の物的体裁の詳細は編者による多くの注記によって余すところなく伝えられている。その上この刊本には、カエサリウス写本の写本版が付録につけられていて、刊本のみで底本の詳細が分らなければ、直ちにこれを参照することができるのである。

こうして、シュワープによる新版によって、あたかもいながらにしてカエサリウス写本を眼前にしているごとくに、しかも、細字で読みにくい部分も明瞭な活字とされ、多数の略号も完全な語形に置き換えられているという恵まれた状況で、プリュム修道院所領明細帳の研究ができることになったのである。そればかりではな

6) H. Beyer, *Urkundenbuch zur Geschichte der, jetzt die preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden mittelrheinsichen Territorien*, I, Koblenz 1860, pp. 142-201.

7) 森本芳樹「カロリング期農村世界の新しい像を求めて。9世紀末プリュム修道院領の農民」, 本誌, 45-3, 1980, 7-10頁。

8) Landeshauptarchiv Koblenz Abt. 18-Nr. 2087. その描写は、森本芳樹「プリュム修道院所領明細帳(893年)のカエサリウス写本(1222年)について。西欧中世農村史史料伝来の1例」, 本誌, 46-4・5, 1981, 92-95頁を見よ。

9) Stadtbibliothek Trier Ms 8^o-1708-58. その描写は、森本「カエサリウス写本」〔前注7)〕, 115-116頁を見よ。

い。読者の便を考えた編者は、地名、カエサリウス注釈に現れる封臣名、本文に現れる人名、事項名、貢租納入期日、カエサリウスが本文中の事項を説明するために用いた用語、これら6項目にわたって50頁を越す索引を作成し、詳細な文献目録、及び11葉の地図とともに巻末に付している。ことに折込になっている2葉の地図は、9世紀末プリュム修道院領の状況を、所領明細帳以外の史料をも取り入れて詳細に描写しており、『ライン地方歴史地図』*Geschichtlicher Atlas der Rheinlande*の一部とされている。このように、所領明細帳研究者に多大の便宜を提供したというかぎりでも、シュワープの功績を多とせねばならないのである。

2 新版の前提—追加部分の不在

しかしながら、9世紀に作成されたプリュム修道院所領明細帳の刊本が、13世紀におけるカエサリウスによる筆写のなるだけ忠実な再現という形で、作成されるためには、後者が前者の文言をそのまま含んでいることが前提である。実は、この史料の長い研究史を通じて、この点は一般に否定的に考えられてきた。すなわち、カエサリウスが底本を忠実に筆写したことについては意見が一致しているものの、この底本については、次のようなペランの考え方が現在までの通説となってきたのである。それは、893年に作成された所領明細帳には、後代に多数の文言が追加記入され、それらを本文に取り込む形で最初の写本がある時点で作成されており、カエサリウスが原本と信じて用いた底本は、実際にはこの第1次写本であったというのである¹⁰⁾。そして、カエサリウス写本でこの追

加部分を識別することはきわめて困難であり、確かにペランはそのための方法を一般的な形で述べてはいるが¹¹⁾、追加部分の一覧表を作成するには至らなかった。バイヤー版に代る新版が待望されながら今日に至るまで実現しなかったのも、プリュム修道院所領明細帳を9世紀の史料として刊行するためには、ともかく追加部分の分離が必要であると考えられていたからに他ならない。従って、カエサリウス写本の再現としてのシュワープによる新版は、基本的な構想において、こうした通説に対する根底的な批判を含んでいるのである。事実この書物の先頭には、155頁に及ぶ「序論」*Einleitung*¹²⁾が置かれており、そこではこの史料の批判的検討によって、カエサリウス写本が893年原本を全くそのまま再現しているという大胆な結論が打ち出され、新版で採用された方法の弁明が行なわれている。こうして、シュワープの仕事に対する批評は、当然この序論の検討を中心としなければならぬことになる。

ところでこの序論は、A「手書本の伝来」、B「研究史についての注解」、C「プリュム所領明細帳の成立史についての考察」、D「893年テキストの成立」、E「総括」の5章から成るが、何と言っても主要部分は100頁以上を当てられたDである。確かに他の章にも興味ある論点がないわけではない。例えばAでは、カエサリウス写本の装丁——ことに先頭の2折の構成——の仔細な検討によって、まず所領明細帳を筆写して注釈を施した後、情報を整理した上で目次と封臣の表を作成し、最後に序文と跋文を書き加えたという、カエサリウスの仕事の順序

11) Perrin, *op. cit.*, pp. 66-71.

12) Schwab, *op. cit.*, pp. 1-155.

10) 森本「二つの問題」〔前注 2〕, 27-30頁を見よ。

が明らかにされている¹³⁾。また、Cでは、カエサリウスによる筆写が底本の忠実な再現であったことが、その動機と手続についての従来よりはずっときめ細かい検討によって、論証されている¹⁴⁾。この点については、カサリウスが9世紀の所領明細帳を筆写したのは、1222年の時点で実務的価値を担う文書を作成するためであったという確信が、殆どすべての研究者によって抱かれてきた。しかし、中世初期から中世盛期にかけての領主制の大きな変容を考慮するかぎり、完全に時代遅れとなっていたはずの9世紀の記録の忠実な再現が、どうして13世紀に実用性を持ちえたのか、この点の満足はいく論証は与えられていなかった。シュワープはこうした中で、カエサリウスが同時代のプリュム修道院に提供しようとしたのは、系統的な台帳ではなくて所領管理のための様々な指針であり、893年の所領明細帳が土台として役立ったのは、こうした指針を注釈の形で記すためのきっかけとなる、多くの文言を含んでいたからであると考え。そこから、カエサリウス写本のうちには、「互いに解明し、補完しあうが、決して影響し、変更しあったりはしない二つの等価の史料」¹⁵⁾が並存する、という独自の主張に至っているのである。これらの論旨はきわめて興味深い。いずれも現在までの研究史を補完することを目指しており、通説に根底的変更をもたらそうとするものではない。これに対してDで展開される893年プリュム所領明細帳作成過程の検討は、ランプレヒト以来の諸研究に真っ向から対決して、伝来されている形でのこの史料には後代の追加部分は存在していないという、斬

新な見解を打ち出しているのであって、十分に吟味されなければならない。

3 新版における所領明細帳作成方式の構想

すでにBにおいてランプレヒト、ペラン、及びクッヘンブッフを中心とする研究史を批判的に検討していたシュワープは、Dの最初で、所領明細帳作成過程の問題領域としての重要性を指摘する。すなわち、先行する研究者はいずれも、所領明細帳を一定の書式に則った整然たる記録であると、先験的に想定しており、そこから、プリュム修道院所領明細帳に見える一見混乱した記述や、一貫しない文言の由来をすべて疑問視し、原本への追加や挿入によって説明しようとする傾向を持っていた。しかし、このような「体系的・演繹的作業方法」Systematisch-deduktive Arbeitsmethode¹⁶⁾は、近代的な常識によって、9世紀の現実を歪めてしまう危険を内包している。すなわち、プリュム修道院は広範囲に散在しているその所有地を、中世初期の交通事情のもとで調査し、かつ多様な形態を示している諸所領を、カロリング期特有の文書作成能力をもって記録しなければならなかった。従って、所領明細帳の時には矛盾するような記述は、むしろ、完備したとは言い難い管理機構が当時の複雑な所領形態の登録を行なったという事情から、説明しうる可能性が大きい。こうしてシュワープは、プリュム修道院所領明細帳の錯雑した文言をとにかくそのまま受け入れ、これを仔細に検討しつつ、その9世紀末農村の現実そのものとの対応関係を探ってみようという、「分析的・描写的作業方法」Analytisch-deskriptive Arbeitsweise¹⁷⁾を提唱すること

13) *Ibid.*, pp. 3-5.

14) *Ibid.*, pp. 24-37.

15) *Ibid.*, p. 37.

16) *Ibid.*, p. 19.

17) *Ibid.*, p. 20.

になる。それによって、この史料の批判的考察を狭く文献学の分野に閉じこめておくのではなく、地域史と社会・経済史の領域に引き出してこよう、というのである¹⁸⁾。

ところで、史料の文言と所領の現実とを結びつける環としてシュワープが何よりも重視するのが、修道士たちの調査委員会による所領の巡回、という所領明細帳の作成方式¹⁹⁾なのである。すなわち、土地と領民から最大限の収入を確保するための台帳に必要な、多種多様な項目に関して大量の数字を含む情報は、既存の文書から十分に獲得できるはずはなく、現地での調査活動が必至である。その場合、もし分散している所領で個別的に行なわれた調査の結果が修道院に送付され、そこで始めて所領明細帳が起草されたとすると、情報の記載は報告の到着順序となるはずである。けれどもプリュム修道院所領明細帳では、ペランが指摘した²⁰⁾ とおり、近接所領は近接した章に記入され、諸所領の地理的配置に応じた章別構成がとられている。この点を考慮するかぎり、所領群ごとに設けられた多数の調査委員会というペランの構想²¹⁾を捨てて、単一の、せいぜい数組の委員会による全所領の巡回調査を想定した方がよい。そしてこの道程は、主としてプリュム明細帳での記載順序から、殆ど細大もらさず再現しうるのであって、それは調査と起草の最大の拠点となる修道院所在地プリュム、娘修道院所在地ミュンスターアイフェル *Münstereifel*、ザンクト・ゴア *Sankt-Goar*、及びアルトリップ *Altrip* から、所領群ごとに存在している中心所領——領主屋敷や教会が存在していて、情報の集結点で

あると同時に宿泊や休息の便宜がある所領——を結ぶ経路に、それぞれから周辺より小規模な所領をも必要に応じて訪問するための行程を加えた、総体なのである。そして、プリュム、ミュンスターアイフェル、及びザンクト・ゴアとアルトリップを拠点とする3組の調査委員会があった可能性と、プリュムとミュンスターアイフェルには2組ずつ、全部で5組があった場合とが考えられるが、いずれにせよ合計 3,230 km の道程を踏破して、ほぼ200日前後で現在伝来されている所領明細帳が完成した、というのである。

次に、書記を1名含む数名の修道士から成るこの調査委員会は、予め確定されている書式を中央から携行し、その枠に当てはまるように情報を収集したのではない。むしろ、所領ごとに異なる現実に対応すべく、聞き取りを主たる手段として、現場において最も重要と考えられた収入源——多くの場合、通例の負担体系に服する農民保有地——から始めて、「体系的に」*systematisch* というよりむしろ「連鎖的」*assoziativ*²²⁾ に、情報を書きとめていった。その場合、中心所領に拠点を置き、しかもひんぱんな移動を伴う調査活動によって、同じ項目について複数の、時には矛盾しあう情報が、時間的に前後して入ること、中心所領における整理——しばしば所領管理単位ごとの合計算出という形をとる——の過程で、周辺所領で収集された情報が訂正されること、さらには調査委員の間で異なった情報が収集されること、などもあった。従って、所領明細帳作成の基本作業である各所領についての明細帳(→*«breve»*)の作成は、「個々の情報のしばしば無秩序な収集を

18) *Ibid.*, p. 40.

19) *Ibid.*, *passim*.

20) Perrin, *op. cit.*, pp. 46-50.

21) *Ibid.*, pp. 61-65.

22) Schwab, *op. cit.*, *passim*.

特徴とする仕方」²³⁾で行なわれたのである。

このように、中央から派遣された修道士たちが諸所領の地理的配置を追う道程によって、各々の場所での所領形態に合わせたきわめて柔軟な仕方で作成した個別明細帳は、プリュム、ミュンスターアイフェル、ザンクト・ゴアなどに持ち帰られ、ついで最終的には修道院所在地にもたらされる。それらは、あるいはこれらの場所でも書き直されたかもしれないが、ともかくその際にも書式や文言を統一するための大きな改変は加えられなかった。調査委員会に加わっていた修道士による若干の整理は行なわれ、またその直後にも別の修道士の手が1回だけ加えられたことは認められるが、これらはいずれも何箇所かでの合計の算出と記入に限られている²⁴⁾。その後は、ペランが考えたような新しい情報の系統的記入の形跡はなく、結局、9世紀末に作成されたままの原本がカエサリウスにまで伝来した、と考えてよい。こうして、プリュム修道院所領明細帳は当初から、一定の書式に従って整理された記述となったことは1度もなく、一見混乱し矛盾を含む文言が、その作成過程によって十分に説明されうる本来の姿なのである。もし「追加」Zusatz, addition という概念をここに適用しようとしても、各所領の明細帳が書き始められた時点以降の新しい情報の記入を、すべてそう考えなければならなくなると、殆どすべての文言を対象としなければならなくなってしまう²⁵⁾。むしろ、1年以内の一続きの作業行程によって完成したこの所領明細帳を、追加記入のないまま伝来している史料、と考えるべきなのである。

カエサリウス写本の再現としてのプリュム修道院所領明細帳の新版を根拠づける、シュワープの議論はおよそ以上のものであるが、問題は、シュワープが立論の中心に据えている所領明細帳作成過程についての直接の言及が、この史料の内部にも、同時代のプリュム修道院に由来する他の文書にも、全く存在しないことである。シュワープの論証は、所領明細帳の章別編成と文言が、調査委員会が存在して一定の仕方で活動したとの想定によって最もよく理解するという水準にとどまっている。従ってその当否の判断は、この所領明細帳の個々の文言、ことに一見して混乱を示す箇所が、シュワープの新説によって従来の考え方に従うよりももっと整合的に解釈されるか、シュワープの議論が単なる可能性の暗示にとどまらず、蓋然性の論証に至っているか、この点にかかってくる。こうしてわれわれは、シュワープが序論のDで行なっている所領明細帳の個々の章ごとの具体的な分析を、細心に検討する必要に迫られるのである。もちろん、シュワープの詳細な議論のすべてを追究することはできないが、一つずつの所領群を記載するまとまった諸章ごとに進められる叙述を追って、研究史のうちで取り上げられてきた主要な問題に関連させつつ、考えてみよう。

4 所領明細帳の分析によるシュワープ説の検討²⁶⁾

26) 以下では、議論の対象になっている文言の検索の便を図るため、プリュム修道院所領明細帳に登場する所領名を引用する場合は、Rommersheim (1)のごとく、その所領が記載されている章番号を記し、また史料文言の引用には、シュワープによる新版での頁建と行建——〔185-10〕なら、引用部分は *Ibid.* p. 185, l. 10 から始まる——を示すことにする。

23) *Ibid.*, p. 47.

24) 具体的には、後掲 78-82頁を参照。

25) Schwab, *op. cit.*, pp. 150-151.

第1章—第9章²⁷⁾ 研究史のうちで、修道院所在地に最も近い所領群を記載するこれらの章について一番問題となってきたのは、『軽量運搬賦役』《scara》に関する記載であった。すなわちこの義務については、所領明細帳に共通な一定時点での状況の描写とは違って、異なった時点での賦課と免除が同一の所領を場として記されている。そしてペラン以来、これらは9世紀末以降に生じた変化を記載した追加部分であると、考えられてきたのである²⁸⁾。残念ながらシュワープは、これらの章に追加部分があることは否定しながら、軽量運搬賦役に特有な記述については、殆ど触れていない。僅かに、Giesdorf(4)とDingdorf(5)との調査が、プリュムからもっと離れているWettel-dorf(2)より後廻しになった根拠として、修道院が前者に主として求めていた軽量運搬賦役は、すでに熟知されていて詳細な描写が不要だった点が示唆され、また、この賦役労働を専門とするスカラリウス(→《scararius》)についての記載が、これらの章での「範例」Regelfallをなすマンス保有農民の負担規定への例外として現われる、と指摘されるのみである。けれども、Wallenheim(6)、Kalenborn(7)、Sarresdorf(8)では、『非自由人マンス』《mansa servilia》とスカラリウスの双方に、それぞれ範例を択んで詳細な負担規定を行っており、そもそも修道院がその周辺に集中して配置していた軽量運搬賦役負担者について、正確な描写が必要とされていたことは疑いない。従って、これらの章で例外的記載の体裁をとり、しかも、異なった時点での事柄を書きとめている部分を追加記入と考えることは十分の根拠を持っ

ており、シュワープの議論はこれを否定するだけの力を持ってはいないのである。

第10章—第23章²⁹⁾ この箇所での最大の問題は、第14章以下の章別構成における混乱である。すなわち、カエサリウスによる章名に従えば、《De Wihc》(14)、《De alio Wihc》(16)、《De tertio Wihc》(17)、さらに《Item de Wihc》(22)と、同名の所領が4章にわたって登場するという、きわめて不自然な事態になっている。ペランはこれを、Sefferweich(14, 16)とMalbergweich(17, 22)という、二つの場所に関する原本での記述と追加記入とであると考へた。そもそも、前者には負担体系の若干異なる2組の保有地があって、原本ではそれらが若干の間隔を置いて記載されていたが、すぐ近辺のHeilenbach(15)での1マンスが新たに軽量運搬賦役を負担するという事態が起って、それがこの余白に追加記入され、写本作成の際に、Sefferweich(14, 16)の描写の内部に割込む形で筆写されてしまう。後者は、当初は第17章に記されている3マンスの記載のみだったが、後に同じ場所のスカラリウス2名についての記述が挿入され、これと先行するDensborn(21)の水車1基に関する別の時点での追加記入とが、これまた写本作成の段階で一続きに筆写されてしまっ、両方で現在の第22章となった、というのである³⁰⁾。これに対してシュワープは、Sefferweich(14, 16)の中にHeilenbach(15)が割り込んでいるのは、調査委員会が前者において執筆に当たっている際に、後者についての情報をえたからであるか、場合によっては、委員会の一部のみが後者を訪問調査し、Seffer-

27) *Ibid.*, pp. 43-61.

28) 森本「二つの問題」〔前注2〕, 37-39頁。

29) Schwab, *op. cit.*, pp. 45-62.

30) Perrin, *op. cit.*, pp. 71-72.

weich(14, 16) で合流した後に執筆したからだと説明する。また, Malbergweich (17, 22) が二つの章に分れてしまったのは, 次の理由による。そもそも調査委員会は, この所領のマンズ3が Sefferweich(14, 16) の大部分のマンズと同じ負担をしているために, その事実を聞き取ったのみで現地調査を省略した。ところが中心所領 Etteldorf(10) に戻って執筆にかかった後に, Malbergweich(17, 22) のスカラリウス2名についての情報が入ったため, やはり遅れてその存在を知った Densborn(21) の水車とともに, 他の諸所領に関する4章の後に続けて書き込んだ, というのである。

しかしながら, これらの章を一貫して観察すると, Etteldorf(10) でマンズの詳細な負担規定が与えられた後, Nattenheim(20) までは, 各章ごとに, 『同様に賦役し, 支払う』《similiter serviunt et solvunt》というように記して, これを範例とするか, あるいは, 『……は除いて』《excepto ……》としてこの範例からの差異を記す, という統一した書式をとっている。その中に, Heilenbach(15) のマンズ1についての全く違った形式での記述が突然登場することを, 情報がその前後に記載された事柄とほぼ同時に獲得されたという理由からだけでは, とても説明できないであろう。しかもこのマンズについては, 『かつては非自由人的義務をしていたが現在は軽量運搬賦役をする』《ante servilem servicium faciebat et modo scaram facit》〔176—20〕として, 先行する所領群における同様の記載があるのだから, やはりこれは追加記入とするのが順当であろう。Malbergweich(17, 22) については Sefferweich(14, 16) に続いて, そこと同じ負担をするマンズ3が連鎖的にまず記載され, 遅れて入

ったスカラリウス2名の情報がしばらく後で記されたというシュワープの想定には, 確かに決定的な困難はない。これらスカラリウスについての記述が厳密に一つの時点に限られているだけに, ますまそうである。しかし, シュワープの説明に従った場合, 軽量運搬賦役に大きな関心を示しているはずの調査委員会が, なぜ当初はスカラリウス2名についての情報を見落してしまったのか, この点はやはり理解に苦しむところとなるであろう。

プリュムとモーゼル河との中間に位置する Mötzsche (23) は先頭に『半自由人マンズ』《mansa ledilia》44 が記される大所領であるが, 末尾にカエサリウスが『Mötzsche の合計』《summa de Merxz》〔181—10〕とした項目があって, Mötzsche 及び周辺11箇所での総計マンズ46の配置が示されているために, この部分が原本に属するかについての見解が分れていた³¹⁾。シュワープによれば, 連鎖的に行なわれた様々な記載によって, この長い章は全体の見通しが悪くなっており, それを整理する目的で原本のうちに書かれたのがこの部分で, これをカエサリウスが誤って『合計』としてしまったという³²⁾。けれども, この章の末尾近くにはすでに7マンズを保有する Ratbertus を始めとして, 合計で32マンズを持つ巨大保有者3名を中心とする記述があり, それについてスカラリウス4名が7マンズを保有するとされている。そして『合計』に出る地名のうち3箇所はすでにそこで言及され, しかも, そのうち Stedem でのマンズ数が若干異なっている。複雑な記述を整理するために, 『合計』がこの章の内容と

31) *Ibid.*, p. 28.

32) この点は, Schwab, *op. cit.*, p. 136 でも, 再説されている。

して書かれたとすれば、その中のごく一部の情報だけが既出のものなのは奇妙であり、これはやはり、本文に新しい情報を付け加えるための追加と考える方が自然であろう³³⁾。

第24章——第29章³⁴⁾ モーゼル河沿いの Mehring(24) に当てられた第24章は、『Mehring には 2½マンスがあり、そこに領民53人が居住する』《Sunt in Merreghe mansa II et dimidium, ubi resident homines LIII》[181-18] という、土地面積と領民数との不約合な文章から始まり、6頁にも及ぶ長大な章で、多くの一見混乱した記述を含んでいる。その主たる内容は、マンス数と領民数に続いて、《pictura》57片などぶどう畑の種類と数、Eurihc を範例とした1マンスと1《pictura》からの負担、この範例と同じ負担をする30名、及びそれらの妻と、それよりも各々ぶどう酒2ミュイ少なく負担する27名との記名、別のマンス5、《hai-staldi》6名による負担、『ベネフィキウムについて』《De beneficiis》[185-10] との表題のもとで多数のぶどう畑、賦役労働に際しての給養、最後が『合計』となっている。

ランプレヒト以来、この章については様々な解釈が行なわれてきたが、ことに『合計』のあり方を軸に据えて、詳細な考察を施したのがペランであった。それによれば、領民数に対してあまりに少ないマンス数には、明らかに原本での誤りがあるが、その上この章には、多くの追加部分があり、その主たるものは以下であるという。すなわち、全部で57名についてわざわざ行なわれた領民名の記載、教区教会・司祭・

領民による《pictura》を中心とした多くのぶどう畑保有を描く『ベネフィキウムについて』、及び章の先頭にある2½マンスを無視しながら、Eurihc の範例の数字に機械的に57を乗じて算出された『合計』である。ペランによる理解の基礎となったのは、「領主直領地から切り離され、それを耕作する任務をもって、保有者に委ねられたぶどう畑³⁵⁾、すなわちぶどう畑での定地賦役地とする《pictura》の定義であった。その上で、当初 Eurihc を始めとする50数名の領民が標準的にはマンス1と《pictura》1を保有していたが、後に《pictura》が独立の保有地となって一部がベネフィキウムとされる、こうした過程を想定し、その様々な時点での所領諸要素の登録がこの章には並存しており、従って追加部分とすべき記述が多いというのである³⁶⁾。

これに対してシュワープは、この章が全体として893年に書かれた通りに伝来しているという、全く逆の主張を展開しているが、その議論は、ぶどう栽培地帯に位置するというこの所領 Mehring(24) の特質を前面に押し出している。すなわちシュワープによれば、プリュム修道院はこの所領で積極的なぶどう畑開発政策を実施しており、耕地の大部分がぶどう畑であったと考えてよい。また、地域史研究の成果によれば、少なくとも開発当初には、《pictura》はマンスと結びついておらず、ぶどう栽培の労働集約性からして、自立した耕作単位となっていた。従って、《pictura》とその耕作に従事する領民とが、マンスより著しく多くても不思議ではない。調査員は必要に応じて節の表題を入れ、さらに合計も算出してある程度の整理を加

33) 詳細は、森本「二つの問題」[前注2)], 36-37頁を見よ。

34) Schwab, *op. cit.*, pp. 62-74.

35) Perrin, *op. cit.*, p. 765.

36) *Ibid.*, pp. 74-77.

えたが、ともかく、所領明細帳の目的である収入確保のためには、多くの個別情報を集積すればよかった。こうして、錯雑した記述は追加に由来するとか、所領構造の整序はマンス制度によるといった固定観念にさえ囚われなければ、ぶどう栽培に特化した所領の描写として、この章を十分に理解しうる、というのである。

シュワープによるこの章の分析は、所領の現実に密着した考察によって、史料批判を地域史の場に引き出そうという提唱の実践として、きわめて魅力的ではある。けれども、この章の前半で大きな部分を占めるのが、1マンスと1《pictura》とをまとめて保有している Eurihc による義務の描写であり、それがこの所領での領民負担の範例となっている事実は、何としても動かし難い。しかも、この範例は他の諸所領におけるそれと、内容上本質的な差異を示してはいない。確かにぶどう栽培地帯らしく、Eurihc とその妻はぶどう酒15ミュイを給付しているが、週賦役、年賦役、定地賦役の組み合わせによる重い賦役労働が、負担の中心になっており、ただ、他の諸所領では穀物畑で行なわれている定地賦役(→《iugera》)が、ここ Mehring(24) では《pictura》となっているのである。さらに、第24章の後半でかなりの行数を用いて規定されている給養も、この範例に登場する賦役労働に際して与えらるべきものとして、描写されている。これに対して、《pictura》を委ねられた場合の義務は、そのものとしては言及されていない。

このように見てくるとき、《pictura》とマンスとを切り離して、前者のみが多数あって後者はきわめて少なかったとするシュワープの想定は、いかにも無理であろう。確かに、この所領はぶどう栽培地帯の特徴を示しているが、所

領明細帳の記述からは、シュワープの言うほどのぶどう酒生産への特化が行なわれていたとは、考えられない。むしろ、ぶどう畑は主として《pictura》の形で、マンス保有農民による定地賦役として耕作されていた、と考えた方がよい。従って、われわれもペランと同様に、当初のマンス数には史料伝来上の問題があると想定した上で、50数名の保有農民がいた Mehring(24) の描写たる第24章は、数字についても内容的にも、一定時点で書かれたとしては様々な矛盾を示しており、その範囲を確定することは不可能であるが、一部を追加部分と考えてよいのである。

モーゼル河沿いの Schweich(25) に当てられた第25章では、ごく普通の負担規定——その中には、『pictura をすれば、ぶどう酒10ミュイを支払う』《Si picturam facit, solvit de vino modios X》〔187—17〕という記載が含まれている——を持つ15マンスと、負担のずっと少ない15½マンスが記された後、領主直領地及びベネフィキウムとなっている若干の《pictura》が登録される。問題は、その後、『周辺にある所領からの合計』《Summa de villis circumiacentibus》〔188—5〕という表題のもとに、多くの場所からの鶏とぶどう酒の給付を中心とした記載があり、しかもそれに続いて『Schweich からの合計』《Summa de Sueyge》〔188—18〕として、この章全体についての計算が行なわれていることである。ペランは最初の『合計』を「錯綜した挿入」であると断言している³⁷⁾が、第2の『合計』には前者の内容のみならず、文言の一部までがそのまま取り込まれているから、これも当然追加だということに

37) *Ibid.*, p. 71, n. 1.

なる。シュワープの見解はこれと異なって、Schweich(25) 周辺の散在的諸所領を、現地に赴くことなく簡単に記載したのが第1の『合計』で、第2のそれがこの章全体に対する本来の合計だと主張している。

『周辺所領からの合計』という表題がどのようにして生まれたかについては、ペランもシュワープも論じていないが、いずれにせよ、その直前にある『Quint にぶどう畑1, centena から pictura 1』《Ad Quintam est vinea I, de centena pictura I》[188-4] という記載も、内容的にはこの『合計』の一部をなしている。それは、ベネフィキウムとしての《pictura》の登録がその前で終わっており、かつ、表題を除いてみると、次には、《Centena de Sueyge》からのぶどう酒30ミュイの支払が記されているからである。ついで『森林から来る貢租』《Censum quod exit de silva》[188-6] とされた後、次の記載が続く。すなわち、Issel から燕麦30ミュイと鶏32羽、Scheidweiler から鶏20羽、Zemmer から3年ごとに鶏15羽、Rivenich からは、『牛を持つ者は賦役をし、われわれの放牧地に放している家畜を持つ者は、鶏1羽を支払わねばならない』《faciunt corvadas qui boves habent, et qui peculium vacuum habent in nostra waida, debent solvere pullum》[189-9]、Klüsserath から荷車を持った者の各々ぶどう酒1ミュイと持たない者の各々1デナリウス、Thörnich からぶどう酒16ミュイ、『人足』《fascularii》³⁸⁾ が各々2デナリウス、Ensch から、荷車を持てば各々ぶどう酒1

ミュイ、Scheidweiler からぶどう酒8ミュイ、Lörsch からぶどう酒8ミュイである。そして、『ここに聖ペトルスのマンス5と聖パウリヌスのマンス2があり、各々鶏1羽を支払う』《Sunt ibi mansa sancti Petri V, sancti Paulini II, solvit unusquisque pullum I》[188-16] 及び『重量運搬賦役として全部で牛7頭』《In angaria inter totos boves VII》[188-17] という二つの文章で、第1の『合計』は終わっている。

これらの給付を、プリュム修道院はいかなる権限で収取しているのであろうか。最初に言及される《centena》は、プリュム明細帳でもう1箇所だけこれを用いている第24章では、農民が集団で賦役労働をする場合の単位³⁹⁾を指しているが、ここではその意味ではないにしても、貢租負担の何らかの単位であろう。それに続いて、以下の貢租が森林に関するとの指摘があり、かつ、Rivenich についての規定も鶏の給付が荒蕪地との関係があることを示している。しかし、Klüsserath 以下、モーゼル河沿いの土地が記されるようになると、給付の内容はぶどう酒となり、荷車や人足の指示から見ても、その運搬が重視されるようになっている。末尾に近く現われる2聖人名は、これらを守護聖人とするトリアーの教会を意味している⁴⁰⁾が、やはりプリュム修道院領をなす森林

39) カエサリウスは、『団体。われわれの賦役労働は共同で行なわれるであろうから』《communitas, communiter autem operabuntur opera nostra》[183-10])と注しており、J. F. Niermeyer, *Mediae latinitatis lexicon minus*, p. 169 も、これをとっている。

40) H. Wohltmann, Die Entstehung und Entwicklung der Landeshoheit des Abtes von Prüm, in *Westdeutsche Zeitschrift*, 28, 1909, p. 384, n. 53.

38) この語には、カエサリウスによる『重い物を運ぶ者』《qui ferunt pondera》[188-4])との注があり、Du Cange, *Glossarium mediae et infimae latinitatis*, III-p. 418 も、これをとっている。

の用益への対価⁴¹⁾が、この場合には明白に、別の領主に属する土地から支払われていることが示されているわけである。最後の重量運搬賦役となると、その負担者は全く不明であり、多くの議論を呼んだ、同じ賦役労働についての第44章及び第58章末尾の合計⁴²⁾を想起させる。

こうして第1の『合計』は、プリュム修道院が異なった諸権限に基づいて、自己の所有地以外から取り立てている貢租の記載なのである。こうした収入は、古典荘園制的所領とは全く異なった書式で登録されるのが当然であり、また、徴集拠点となっている Schweich(25)に当てた章に一括されるかぎり、その記載も錯綜した姿をとらざるをえないであろう。従ってそのことから直ちに、この部分を追加とすることはできず、シュワープの言うとおり、ペランの判断もきわめて確かとは言えないであろう。だが、プリュム修道院所領明細帳の他の章には、こうした記載は殆ど見られず、893年に成立したこの史料の大部分とは違った時点に由来するとの印象もやはり拭い難い。そして、もしこの『合計』が後代の挿入だとすると、それを取り込んでいる第2の『合計』も追加部分ということになるが、後者については後に他の『合計』とまとめて検討される⁴³⁾。

次に取り上げなければならないのは、Hetzerath(27)である。それはこの章では、農民保有地7½マンスによる負担が、範例となるマ

ンスを指示することのないままに、また『合計』という表題によって区分することもせず、保有地全体からの総額の形で示されており、しかも、子豚と屋根板はマンス当り基準額の7.5倍としての数字が示されているのに、他の給付は7倍となっている、こうした奇妙な事態があるからである。ペランは第27章の記載方式は、この所領明細帳に『合計』を追加した者の手による⁴⁴⁾と考え、従って Hetzerath(27)の文言は後代の改変を受けていると見ていた。これに対してシュワープは、この章の簡単な叙述からは、数字の一見したところでの齟齬を解明できないとしながらも、やはりここに挙げられた数字は、Hetzerath(27)の状況に通じた調査委員が書き残した現実そのものである、と主張する。具体的な議論としてシュワープは、卵の給付が115箇となっていて、7と7.5のいずれの倍数でもないことに注目し、これを完全マンスからはそれぞれ15箇ずつ、二分の一マンスからは10箇納められたものの合計と推定しており⁴⁵⁾、他の賦課租も、7単位の完全マンスと1単位の二分の一マンスに適宜配分されていたに違いない、と考えているようである。

シュワープの言うように、第27章の調査委員が単に理論的な計算をしたのではなく、この所領に特有な事情の知識に基づいて執筆したと思わせる節はある。まず、Hetzerath(27)でのマンス負担の範例を、他の所領に求める記述が全くない。先行する Föhren(26)の2マンスは、『Schweich(25)と同様に賦役し、支払う』《similiter serviunt et solvunt sicut in Sueghe》[189—14]とあるから、Hetzerath(27)についても範例を Schweich(25)の標準的なマ

41) カエサリウスも、『聖ペトルスと聖パウリヌスのマンスは、われわれに賦役労働と他の小さな義務を行なっているが、それは、われわれの放牧地、水及び領域に共同用益権を持っているからである』《mansī sancti Petri et sancti Paulini faciunt nobis corvadas et alia iura minuta, quia habent communionem in pascuis, aquis ac terminis nostris》[188—5]と書いている。

42) 後掲 80-82頁を参照。

43) 後掲 78-80頁を参照。

44) Perrin, *op. cit.*, pp. 77-78.

45) Schwab, *op. cit.*, pp. 72-73 et n. 184.

ンスに求めるのが自然だが、第27章の記述はこれといくつかの点で食い違っている。すなわち、Schweich(25) のマンスが負担していた重い賦役労働は Hetzerath(27) には現われないし、Schweich(25) にあるぶどう畑の定地賦役に伴うマンス当り10モディウスのおどう酒納付も、Hetzerath(27) では言及されていない。また、前者で『どんぐりを集める』《Glandos coligit》〔187—16〕とされた賦役労働が、後者では35モディウスのどんぐりの納付となっている。さらに、第25章の『亜麻糸1リブラ、あるいは布を作る』《De lino libram I aut camsilem facit》〔187—15〕が、第27章では『布を作る』《camsilem faciunt》〔189—19〕にまとめられている。その他にも、前者にある芥子粒の給付は後者に登場せず、逆に後者の『国王の到着に際しての鷄7羽』《In adventu regis pullos VII》〔189—20〕に相当するものが、前者にはない。しかも、軍役税として、Schweich(25) では15マンスが牛1頭を提供しているのに、Hetzerath(27) では7½マンスで牛1頭となっている。こうした細かな記述の差異が、Hetzerath(27) でのマンス当り負担が実際に周辺所領のそれとは異なっていて、調査によってそれを熟知した者が第27章を執筆した、と考えさせる根拠となりうることは確かであろう。

けれども、シュワープ説に反論するための材料も多い。まず、シュワープの挙げる具体的な根拠は、次の二つの点に特別な説明がなければ説得力を持たない。第1に、完全マンスが卵15箇、二分の一マンスが卵10箇を給付するという想定は、分数マンスは完全マンスの負担を比例的に分割しただけの義務を負うという、プリュム修道院領の原則⁴⁶⁾ と大きくかけ離れている

こと。第2に、プリュム修道院所領明細帳では、7½マンスという記載は、必ずしも7単位の完全マンスと1単位の二分の一マンスを指示せず、合計7½となる完全マンスと分数マンスとの様々な組み合わせ——例えば6単位の完全マンスと3単位の二分の一マンス——を意味しえたこと⁴⁷⁾。そして、これらの点が解決されたとしても第27章に記された諸給付の義務を、7½マンスに実際に配分してみようとするれば、115箇の卵以外はいずれも7あるいは7.5の倍数となっていて、7単位の完全マンスと1単位の二分の一マンスに合理的に割り付けることは、きわめて難しいのである。

また、上にあげた Hetzerath(27) の範例たるべき Schweich(25) からの乖離にも、第27章が893年より後の時点での計算に基づいて書かれた、としても説明しうる部分はかなりある。そもそもこの所領明細帳の『合計』では、多くの賦役労働が除外されるのが通例である。どんぐりについても、すでに第25章の第1の『合計』では15マンスによる75モディウスの納付と、現物給付の形で記されている。軍役税の牛も、Schweich(25) と同じ率が適用されたとすれば、Hetzerath(27) からは牛½頭の提供という奇妙なことになってしまうので、それを避けるために後者からも牛1頭としたと考えてもよい。従って、そもそも7½マンスを記載する第27章には第25章とは若干異なるマンス負担が記されていて、それを眼前にした後代の修道士——おそらく他の諸章の『合計』の作者——が、それとマンス数を乗じて総額を算出してこの章の内容とした、そして、マンス当り負担が複数箇で計算の面倒な給付については、7倍することで満足してしまった、こうした解釈によ

47) 同上、9頁。

46) 森本「プリュム修道院領の農民」〔前注7)〕、13頁。

ってペランの推論を生かすことも十分に可能なのである。いずれにせよ、第27章に後代の改変を認めるかどうか、『合計』全体の検討にかかってくると言えよう⁴⁸⁾。

第30章——第32章⁴⁹⁾ これら3章に記載されるのは、モーゼル河から東方にかなり離れ、むしろライン河寄りの Altenglan(30), Odenbach(31), Weinsheim(32) である。次の Remich(33) は再びモーゼル河沿いに位置しており、また第104章以下に記される娘修道院ザンクト・ゴア及びアルトリップの賦与財産の方が距離的には近い。従って、これら3所領がなぜ所領明細帳のこの位置に配置されたのか、説明は簡単ではなく、シュワープも調査委員会の行程再現は困難であるとしている。ただし、文言そのものには一見した矛盾はなく、ペランも追加部分を指摘していない。

第33章⁵⁰⁾ この章は先頭に農民保有地29½マンスを登録するが、それらは Remich(33) を中心として、全部で8箇所に所在するものとして描写されている。続けてマンス当りの負担が記されるが、こうした散在所有にふさわしく、四つの異なった制度が存在する。その直後の3名のベネフィキウム保有者の記載までには、取り立てて問題となる点がない。一見奇妙なのは、その次に29½マンスからの『合計』が記され、しかも末尾に至って始めて、領主直領地が記載されることである。後者については、プリュム修道院所領明細帳での領主直領地の登録が系統的でなく、諸章でのその位置も一様ではな

いことからして、怪しむには足りないかも知れない。おそらくその点を考慮してペランは、Remich(33) が1章のみで独自の書式を示すと⁵¹⁾、シュワープもこれを周辺諸所領からは区別して扱っているであろう。しかし『合計』は、第33章を締めくくる位置にないばかりか、その内容の点で第27章と似た問題を含んでいる。すなわち、子豚代納金マンス当り1ウンキアの総額を29½ウンキアとするものの、軍役税は各2デナリウスを負担する19½マンスと各10デナリウスを負担する10マンス とからの総計が、本来は139デナリウスとなるはずのところ5ウンキア(→100デナリウス)とされている。続いて、1マンス当り½リブラの亜麻糸納付の合計は、『二分の一リブラを29½』《libras dimidias XXVIII semis》[194—20] という変った書き方になり、マンス当り鶏3羽、卵10箇、屋根板100枚、棒材50本の合計は、それぞれ88羽(本来なら87½羽)、295箇、2,900枚(2,950枚)、1,450本(1,475本)とされている。最後にマンス当り5モディウスの穀物運搬は合計147モディウス(147½モディウス)、それに代る4マンス当り車1台のぶどう酒運搬は、29½マンスから合計7台と記される。軍役税については本文の一部が見落された可能性が大きい。それ以外は、計算が困難な場合(この部分の執筆者は、1倍と10倍はできたが、100倍はできない)に系統的に29マンスとして計算したのでもなく——もしそうなら穀物運搬量は145モディウスとなるはず——、現実には存在しえない端数を系統的に切り上げ、ないし切り下げたのでもない——鶏は½羽を切り上げ、穀物運搬量は½モディウスを切り下げ、ぶどう酒運搬

48) 後掲 75-82頁を参照。

49) Schwab, *op. cit.*, pp. 74-78.

50) *Ibid.*, pp. 78-79.

51) Ferrin, *op. cit.*, p. 60.

車の台数を整数とするために、農民保有地数を28マンスにまで切り下げて計算している——。こうした矛盾のみをもってこの部分を追加とすることはできないが、いずれにせよ、これまた『合計』全体の検討⁵²⁾をまわって判断されねばならないであろう。

第34章——第40章⁵³⁾ これらの章には、Remich(33)から西へ約55km入ったMontigny-sur-Chiers(36, 37)を中心とする諸所領が記載されている。ペランはここでは追加部分を抽出しておらず、シュワープもそれぞれの所領の構造については様々な議論を重ねているが、所領明細帳の作成はMontigny(36, 37)を拠点として一挙に進められた、と述べているだけである。確かにこれらの章では賦課租については所領ごとの総計を記すという、特異な書式がとられている。けれども他所領での『合計』に見られたように、それが単なる計算の結果であると思わせる材料はない。むしろ、総計としてあげられた数字は、登録されている農民保有地数の単純な倍数でないのが普通で、マンスにどのように割り振られていたかを想定するのが難しい場合が多い。従って、これらの章はプリュム明細帳の『合計』一般とは関係なく、893年に執筆された姿で伝来しているとしてよいであろう。

第41章——第43章⁵⁴⁾ これら3章に記載されているのは、塩生産に特化したVic-sur-Seille(41)と、散在所有を示すFaxe(42, 43)との2所領であり、Remich(33)からモーゼル河を

約50km溯ったメッスでセーユ河に入り、さらにその上流30~40km一帯に所在している。いずれの所領も、所領明細帳としては特異な仕方では記載されており、この史料類型への他の文書形式の混入という、きわめて重要な問題を提起している。

第41章は全体として塩釜経営に関する記述に当てられているが、丁度真中あたりで、領民に関する記載が割り込んでいる。それは、記名された6名の男(うち4名は兄弟、その他のうち1名には3人の息子がいる)が、各々5デナリウスの人頭税(→《pro capite suo》)を支払うとした後、女6名による各6デナリウスの給付を規定し、最後に、前記6名の男のうち4名と後家1名とが、それぞれ保有する屋敷地について、主として若干の貨幣からなる貢租を納付すると定めている。ペランは、この記述の位置が奇妙であることを強調しつつも、それが追加であるとする決定的証拠はないとした⁵⁵⁾。これに対してクッヘンブッフは、ここに記された男女の大部分は夫婦であり、これらこそが塩釜での労働に当たっている『人足』《operatores》だと考えた⁵⁶⁾。この章を塩生産に特化したVic-sur-Seille(41)特有の事情の忠実な描写とするシュワープは、この点に明確な判断を下してはいないが、いずれにしてもこれら領民は塩の生産と流通に深く関わっていた、と考えている。こうして、クッヘンブッフやシュワープの考え方をとるとすれば、これらの文言の位置も、あえて異とするには当たらないことになる。

しかしながら、第41章で2箇所にわたって登場する指令調の文章は、所領明細帳一般の描写調との相異を示しており、より慎重な吟味を必

52) 後掲 75-82頁を参照。

53) Schwab, *op. cit.*, pp. 79-84.

54) *Ibid.*, pp. 84-89.

55) Perrin, *op. cit.*, p. 86.

56) Kuchenbuch, *op. cit.*, pp. 294-295.

要とする。この章の先頭には、Vic-sur-Seille (41) では二つの小屋のうちに設けられた塩釜3基があり、各々から月に24荷⁵⁷⁾の塩が生産され、そのうち生産そのものに当る『人足』が4荷、『所領管理人』《maior》が2荷——ただし、『所領役人』《magister》、《prepositus》が認めた場合——を受け取るので、修道院長の取分は18荷であるとされる。それに、以下のような問題の文言が続くのである。『一つずつの塩釜から、週に6荷、すなわち毎日1荷ができる。隣人たちから、あるいは重立った領民たちから、よくあるようにわれわれの人足が忠実でなかったのではないか、訊ねるべきである。そこで、塩の荷がいつ、どれだけ上ったり下ったりしたかを調べることを命ずる。それらはある時は2デナリウスだけなのに、ある時は16デナリウスまで、ある時は1ウンキアまで達する。4週間ごとの巡察から、調査員は報告を提出する』⁵⁸⁾。さらに、章の末尾近くには、『領主の塩井、すなわち、水を汲み出すはずの場所から、塩釜にどれほど供給されようと、お前は年に5ソリドゥスを要求しなければならない』⁵⁹⁾

57) カエサリウス写本〔197—12〕では XIII とになっているが、これに続く文章からして XXIII ではなくてはならない、とするペランの指摘に、シュワープも異を唱えていない。Perrin, *op. cit.*, p. 86.

58) 《De unaquaque ine exeunt in ebdomada burdure VI, id est cotidie I. Querendum est a vicinis vel a melioribus hominibus, si operator noster fidelis non fuerit, sicut sepe contingit. Ideo precipimus inquirere, quando vel quantum burdura ascenderit vel descenderit, que aliquando duobus constat denarios tantum aliquando usque ad XVI denarios, aliquando usque ad unciam pervenit. De missatico per quatuor ebdomadas, reddunt balcarii rationem.》〔197—14〕。

59) 《De cyconia vel stativa dominica, id est locus, ubi stat, quando aquam haurit, quot inas procuraverit, tot solidos V per annum exigere debes.》〔198—16〕。

と、《debes》で締めくくる文章がある。

ペランはこれらの文章を、所領管理に関する通達が所領明細帳に紛れ込んだものと考え、その過程を次のように想定した。この章の起草に当っては、まず在地の所領役人が台帳を作成してプリュムに送付したが、そこで所領管理上の指示が周辺部ないし行間に書き込まれ、その形で所領明細帳に取り込まれてしまったのであろう、というのである⁶⁰⁾。シュワープはこうした見解に反論して、調査委員は Vic-sur-Seille (41) のような特異な所領では、一般の所領とは異なった問題を現場で発見するのが当然で、それに対する解決がやや乱雑に書かれていても、それだけではその部分を修正ないし追加と規定することはできない、と述べている。

確かに、問題の二つの文章のうち後者は、調査委員が現場で作成したままの形だ、と考えてよいかもしれない。それは、前後に塩釜からの給付が次々と記されていて、その一部として塩井使用料がこの場所で規定されるのは自然であるし、動詞の接続法や助動詞《debere》を用いて文章に規範的性格を持たせるのは、所領明細帳の常法であるから、『お前が要求しなければならない』という書式も、その一つだと考えるからである。所領役人への指示として助動詞《debere》が二人称単数に置かれている点で、前後の文章と異なりはするが、それだけでこの部分を追加とするには当るまい⁶¹⁾。

けれども、前者のより長い文章は別である。まず、塩釜当り毎日1荷ずつ生産されるという部分は、毎月24荷の生産という先行する記述への補足として、それより後に別の場所で書かれ

60) Perrin, *op. cit.*, pp. 86—87.

61) クッヘンブッフもこの部分について詳しく論じているが、追加だとは考えていない。Kuchenbuch, *op. cit.*, pp. 293—299.

た可能性が大きい。次に、人足の忠実性についての聞き取りは、所領内部での仕事であるとしても、塩価格の調査は全く異なる。なぜなら、Vic-sur-Seille(41)での記述によれば、塩釜からの人足による給付はすべて現物ないし定額の貨幣であり、価格の上下は修道院のこの所領からの収入額とは、直接には関係しないからである。明らかにこれは、修道院による所領外部への塩販売のための調査であって、狭い意味での所領管理から大きく踏み出しており、プリュムからの直接の関与なしには殆ど考えられない。最後に『調査員』《balcarius》による巡察と報告となれば、これは明らかに修道院中央の事業である。

このように見てくると、第41章のうち少なくともこの部分は、調査委員が Vic-sur-Seille(41)の現実を書き込んだというよりは、修道院所在地たるプリュムで起草された、少なくとも、そこで大きく改変されたと考えた方がよい。ただ、その意味でこの文章を追加部分と形容することも不可能ではないが、プリュムでの起草ないし改変は、所領明細帳作成という一連の過程の内部で行なわれた可能性も大きい。後述するように、結局はシュワープも、所領明細帳の完成に近い段階では、修道院中央での整理や加筆があったことを認めざるをえなかったのであるが、ともかく第41章は、伝来された形でのプリュム明細帳を、各所領での調査と執筆のみで説明することの難しさを、如実に示しているのである。

《De Fagit (→Faxe)》と題される第42章と《De Puzol (→Puzieux)》との表題を持つ第43章とは、本来 Faxe (42・43)を拠点とし、周辺数箇所に散在する土地からなる単一所領のまとまった描写であったと思われるが、カエサリ

ウス、あるいは先行する第1次コピストによって誤って二つの章に分けられてしまっている⁶²⁾。その第43章で、Puzieux など3箇所での農民保有地の描写と、《prebendarii》と呼ばれる過小保有者及び《mundinioles》という人頭税負担民の登録との間に、カエサリウスによって『古い文書』《Actio antiqua》[199—15]と題された部分がある。その内容は、Albricus と Gerbertus とが Puzieux を始め5箇所——うち3箇所は Faxe (42・43)で言及、1箇所は Vic-sur-Seille(41)——で行なったプリュム修道院への土地及び奴隸的非自由人15人の返還で、Farabertus 修道院長の時代に Liuduinus 修道院長代理——ともに880年代に在職——と Rainbaldus 教会守護、及び3名の出席のもとで行なわれた、とされている⁶³⁾。

明らかに、ベネフィキウムないしプレカリアに関する書付の形式をとったこの部分は、所領明細帳の通例の書式とは際立った相異を見せている。そのため、ランプレヒト以来問題とされ、ペランによって以下のような理解が示された。すなわち、893年以降それほど経過していない時点で、プリュム修道院所蔵の880年代の文書と所領明細帳との内容的な相異に気付いた修道士が、おそらく別葉の羊皮紙をもって、この文書の要点を所領明細帳に挿入し、それがカエサリウス写本までの伝来の過程で本文のうちに混入された、というのである⁶⁴⁾。プリュム明細帳に追加部分がないと主張するシュワープは、もちろんこうした考え方を認めておらず、最近の法行為が調査委員によって書き留められたものと、きわめて簡単な仕方で断定している。そ

62) Perrin, *op. cit.*, pp. 88-89.

63) 『古い文書』の内容については、森本「二つの問題」〔前注2〕, 25頁を見よ。

64) Perrin, *op. cit.*, pp. 66-72.

の際、シュワープが依るのは、所領明細帳研究のもう一人の権威 R. ケチュケ⁶⁵⁾ であるが、所領明細帳のうちに史料性格の異なる文書や寄進記録が入りこむことがありうる、というケチュケの見解を引用しながら、それとは異なって、そもそも所領明細帳の一部としてこの法行為が記録された、としているのである。

この場合、シュワープの議論にはたいへんな無理がある。第1に、修道院長代理が出席する重大な法行為が、それから数年たった所領明細帳作成の際に始めて、「書付」notice という略式の形で記録される、こうしたことがありうるだろうか。やはり法行為と同時に正式の「文書」charte が作成され、所領明細帳のこの文章はそれを下敷としている、と見た方が自然である。第2に、かりにこの部分が調査委員によって新たに執筆されたと想定すると、同じ章のうちでいくつかの土地が意図的に重複記載された、ということになってしまう。すなわち、プリュム修道院に返還された土地は、『上記のマンスから』《de his supradictis mansis》〔199—15〕とされており、5件のうち3件までは、第41章から第43章までの記載のいずれかと同定できる。逆に、この文章だけに登場する2箇所の土地には、いかなる負担規定もなく、同じく奴隸的非自由人15人は、その所在さえ明確にされていないのである。従って、この『古い文書』は所領明細帳に本来入れられるべく書かれたとは到底考えられず、やはり他の文書が混入したと見なければならぬであろう。そして、追加部分なしとするシュワープの議論は、有用な記録としては機能し難いほどの混乱を、所領明細

帳に押し付けることになってしまうのである。

第44章——第54章⁶⁶⁾ ムーズ河沿いの Awans (44) は、少なくとも所領明細帳による限り周辺に別のプリュム領がなくて孤立しており、かつ、49マンスからの給付がすべて貨幣納されている、という特異な所領構造を示している。この所領を簡単に描写した第44章を、それ独自の書式によるとして、ペランが前後の諸章と全く区別して扱っている⁶⁷⁾ のに対して、シュワープは、Faxe (42, 43) までの作業を終えた後、いったんプリュムに帰った調査委員が、改めて修道院の西方に位置する諸所領の歴訪に出発したが、その最初に訪れたのが Awans(44) であるとして、第44章を第45章——第54章といっしょにして扱っている。実はこのような相異が、893年からカエサリウスまでの伝来の過程で、原本が一部の散逸も含む大きな改変を受けていたとするペラン⁶⁸⁾ と、それを全く否定するシュワープ⁶⁹⁾ との間にある、プリュム修道院所領明細帳全体の捉え方についての対立に、深く関わっているのである。

この点を論じるためには、第44章末尾にある『ぶどう酒車94台、穀物3,250モディウスを運ぶ』《Ducunt de vino carrados XCIII. De annonamodios MMMCCL》〔200—19〕という記載を取り上げなければならないが、これは後に他の『合計』とともに詳しく検討するのが便利であるため、ここでは、この重量運搬賦役が、先行する諸章に記されたすべての所領の義務だとするシュワープの見解が全く認め難く、むしろペランのように、ムーズ中流地域を中心とす

65) R. Kötschke, *Urbare der Klöster Werden und Helmstedt in den Zeiten ausgedehntesten Grundbesitzes vom 9.-13. Jahrhundert*, (Rheinische Urbare, 2), Düsseldorf 1906, XCIV.

66) Schwab, *op. cit.*, pp. 89-101.

67) Perrin, *op. cit.*, pp. 47, 60.

68) *Ibid.*, pp. 78-80.

69) Schwab, *op. cit.*, pp. 153-154.

る複数所領の描写が散逸したと見るのが自然だと、予め指摘しておくにとどめよう⁷⁰⁾。

さらに、シュワープの構想する調査委員会の道程は、Awans(44)の後にムーズ河を溯って Fumay, Fépin, Revin —— これら所領は所領明細帳には登場しないが、他の史料からしてプリュム修道院に属していたことが確実である——を含むムーズ中流所領群に至り、さらにそこから東に向かって Villance(45)以下を歴訪したというのであるが、いったん通過したというムーズ中流所領群を所領明細帳に記録しなかった理由については、ただ明らかでないとするのみである。しかもその点を論じながら、9世紀の所領明細帳が必ず修道院の全所領を包括すると考える必要はない、との重大な発言を、具体的な根拠を示すことなくあえてしている。こうした点からしても、Villance(45)以下のアルデンヌ所領群の先頭に Awans(44)を置くシュワープの議論には、大きな無理があると感ぜられる。

現在のベルギー領アルデンヌ高原に所在する諸所領を記載する第45章から第48章までは、農民保有地単位の複数者保有(→いわゆる「マンズの定住過剰」surpeuplement du manse と「分数マンズ」manse fractionnaire)をそのものとして描写している、プリュム明細帳のうちで唯一の部分である。かつてペランは、これを素材にプリュム領でのマンズ制度に関する論文の一つを発表したが、最近ではデスピィとその弟子たちが、これらの諸所領で農村開発が進行していることを強調するべく、これらの章を巧みに利用している⁷¹⁾。

その中でも Villance(45)は、それ自体広大

な所領であるばかりでなく、大多数が複数者によって保有される自由人マンズ35と、二分の一マンズ10、及び四分の一マンズ約20のすべてに保有者名を記し、さらにこれらに課せられる負担の複雑な制度が詳述されている。さらに、章の末尾近くには、『領主屋敷に属する領民について』《De hominibus qui attinent curie》(207—14)と題する節があって、マンズを保有しない《absi homines》と《homines extranei》男女の身分についてかなり詳しい記述を含んでおり、第45章はこの所領明細帳で最も長大となっている。

ところで、ペランもデスピィ学派も、第45章から追加部分を摘出する作業を本格的に行っているわけではないが、いずれも、伝来されている文言には多くの混乱があり、それは後代の改変を受けた結果である、と考えているようである⁷²⁾。これに対してシュワープは、第45章の入り組んだ記載は、9世紀末に開発途上にあつたという Villance(45)の特質から、すべて理解しようと主張する。デスピィ学派にもまして、この所領で開墾が進行していたと強調する

71) Ch. Ed. Perrin, Le manse dans la région du Luxembourg belge à la fin du IXe siècle d'après le polyptyque de Prüm, in *Revue du Nord*, 1947, p. 278; G. Despy, Villes et campagnes aux IXe et Xe siècles. L'exemple du Pays mosan, in *Ibid.*, 1968, pp. 145-168; J. P. Devroey, *Mansi absi*: indices de crise ou de croissance de l'économie du haut Moyen Age? in *Le Moyen Age*, 1976, pp. 421-451; Ch. Dupont, Un moment d'histoire domaniale: Villance au IXe siècle, in *Revue du Nord*, 1976, p. 151; Id., Du marché carolingien à la bonne ville du XIVe siècle: l'exemple de Bastogne, in *Centenaire du Séminaire de l'histoire médiévale de l'Université libre de Bruxelles*, Bruxelles 1977, pp. 127-146.

72) Ch. Ed. Perrin, Le manse dans le polyptyque de l'abbaye de Prüm à la fin du IXe siècle, in *Études historiques à la mémoire de N. Didier*, Paris 1960, p. 254; Despy, art. cit., p. 155.

70) 後掲 80-82頁を参照。

シュワープは、絶えず流動するマンス制度のきわめて詳しい描写と、開発の労働力たる領主屋敷直属領民の負担規定とを、開発を主導する領主が必要とした、と考えているのである。

しかしながら、第45章のいくつかの点は、この章が一つの時点で書き下ろされたのではないことを示唆している。第1に、一方では、Amulricus など4名が保有する完全マンスからの賦課租と賦役労働を詳述し、他の農民保有地についてもこれを範例として保有者を記名しながら負担を規定しているのに、他方では、Amulricus などのマンスについての記述が終わった後に『以下を知っておくように』《Hoc autem scitote》〔202—11〕と述べながら、完全マンスを4名、3名、2名あるいは1名で保有する場合のそれぞれの賦課租の額を記している。後者の書式が第41章と同様に異例であるだけでなく、本来、こうした原則の陳述とすべての農民保有地からの負担の具体的な規定とは、同一の時点ではいずれかが不必要なはずである。さらに Amulricus など4名が保有するマンスからの賦課租の具体的規定と、同じく1マンスに4名の保有者がある場合での負担原則の内容には、微妙な相異がある。すなわち、前者では、『豚4頭か20デナリウス』《porcos IV aut denarios XX》〔201—15〕というように、様々な現物貢租が《aut》の語を用いて一定の貨幣額と結びつけられており、貨幣納の許容が示されるに過ぎないのに対して、後者では、『豚4頭を20デナリウスで』《soales IV per denarios XX》〔202—12〕と、《per》によって貨幣納そのものを規定しており⁷³⁾、両者の間には一定の

事情の変化があったように見えるのである。この場合、貢租たる2種の豚に対して、《porcus》と《soalis》、及び《friskinga vervecina pro hostilico》(→『軍役税の代りの雌子豚』)と《ostiticium》というように、両者が異なった表現を用いていることにも注意しておこう。

第45章に後代の手が加えられた可能性を示唆する第2の点は、再び『合計』である。すなわち、章の始めに自由人マンス約45が記され、これらの負担と保有者について前述のような複雑な記述があった後、章の末尾近くには、非自由人マンス7とその負担が記される。しかも、章末尾の『合計』では、自由人マンス47をあげ、Amulricus などのマンスによる範例の数字をすべて47倍した額を記すのみである。先に検討した複数者保有に際しての負担原則では、いくつかの賦課租が、マンス当りでなく保有者数によって定められているが、完全自由人マンスの4名による保有という範例だけを取り上げている『合計』は、この負担原則の陳述を、非自由人マンスの記載と同様に、全く考慮していないことになる。第45章の様々な部分の起草に、時間的な先後関係による関心の相違があったと考えたくなるのが自然であろう。

そもそも、Awans(44)で比較的簡単な叙述をした後、ムーズ河中流所領群を通ったのに、何らかの事情でここを登録しなかった調査委員が、Villance(45)に至って突如として極度に詳細な描写を始めるというシュワープの構想が、すでにかんがりの無理を含んでいる。それは、開墾の進行をこの所領の特質とすることでは、説明しきれまい。なぜなら、農村開発の表現だと考えられるマンス制度の流動性——主としてマンスの定住過剰と分数マンスの存在——は、プリュム修道院領においては、かつてペランが考

73) デスピもこの事情を指摘しているが、追加の問題と関連させて論じてはいない。Despy, art. cit., p.156. なお、同じ事情は第45章の『合計』についても見られる。後掲 79-80頁を参照。

えた⁷⁴⁾ ようにベルギーでの諸所領に限られていたのではなく、きわめて広汎な現象だったことが確認されているからである⁷⁵⁾。しかも、シュワープの主張に従って、第45章が執筆されたままの形で伝来されたとしてみると、先に見たように、この章も9世紀末に実務的な記述として使用されえなかったほどの混乱を含んでいた、ということになってしまう。893年の起草と後代の追加というペランの構想が、なお魅力的な所以である。

第45章以下を、ペランはそれぞれで用いられる書式に従って、第45章—第48章、第49章—第51章、第52章—第54章に分けられると考えている⁷⁶⁾。シュワープも Villance (45) から Mabompré(46)→Tavigny(47) と東に進み、ついで西南方にとって Bastogne(48) に至って、ここから Wardin(49) と Longvilly(50) を調査し、さらに東北方へ進んで Noville(51) を訪問、最後に Holler(54) を拠点として Boeur ないし Buret(52) ——正確な比定は困難——、と Weiswampach(53) 及び Gödingen(54) とを調査した、という行程を再現しており、ペランによる整理と矛盾していない。また、これらの諸章から、ペランは追加部分を殆ど抽出していないし、シュワープの議論も、章の配列順序が調査委員の道程であることの論証に専ら当てられている。第46章、第47章及び第54章で再び『合計』が微妙な問題を提起するが、これについては、シュワープと同様に後にまとめて検討することにしよう⁷⁷⁾。

第55章—第103章⁷⁸⁾ 娘修道院 ミュンスターアイフェル Münstereifel 周辺から、主としてそれより東と北に位置する諸所領を記載するこれらの章について、ペランはやはり、カエサリウス以前に原本が大きく改変されていた、と考えたが、その最大の問題としては、第90章—第93章の所領明細帳での場所を取り上げていた。すなわち、Schönau(90), Mahlberg(91), Rodert(92), Rohr(93) の4所領は、すべてミュンスターアイフェルの南方すぐ近くに所在し、周辺に他の多くのプリュム領がある。ところが、カエサリウス写本での章配列を見ると、まずミュンスターアイフェル北方すぐ近くの大所領 Iversheim(55) から始まって、ミュンスターアイフェル周辺の諸所領を順次記載しているが、それらのうち Eicherscheid(57), Nöthen(58), Hospelt(59), Effelsberg(60)などは、前記の4所領と殆ど隣り合っている。そして、章番号が進むと記載される所領は次第にミュンスターアイフェルから東へ遠ざかり、Bachem(70) 前後でライン河岸地帯に至り、これを50kmほど下りながら兩岸の諸所領を記した後に、西へ約30km入ってGüsten(96)以下へと続けていく。所領群ごとのまとまった記載というプリュム修道院所領明細帳の原則からすれば、Schönau(90) ——Rohr(93) は当然 Iversheim(55) ——Effelsberg(60) と混り合って登録されるべき場所にある。事実、書式から見ても、第55章—第60章と第90章—第93章との間には目立った差異はないし、何よりも、Schönau(90) で『Iversheim の者と同様

74) Perrin, art. cit. [前注72)]。

75) 森本「プリュム修道院領の農民」[前注7)]、9-10頁。

76) Perrin, *op. cit.*, pp. 58-59.

77) 後掲 78-80頁を参照。

78) Schwab, *op. cit.*, pp. 102-123. これらの章において主として問題になるのは、それらの大部分を素材としてシュワープが構想する調査委員会の道程と、複数の章に関係するような追加部分であるので、約50章をまとめて取り扱うことにする。

に軽量運搬賦役を』《scaram similiter ut illi de Ivernesheim》〔238—8〕とあるように、後者の諸章では Iversheim(55) と Nöthen(58) とが範例とされているのである。してみれば、893年の原本ではほぼ同じ場所に並べられていたこれらの諸章が、1222年までに何らかの事情で切り離されてしまったのだ、とペランは考える⁷⁹⁾。

章配列という重要な点に至るまでの改変を原本が受けている、こうした確信をペランに抱かせたもう一つの事情が、第58章の末尾にある『プリュムまでぶどう酒あるいは穀物車250台、新修道院（→ミュンスターアイフェル）まで同じく車250台運ぶ』《Ducunt ad Prumiam de vino seu de annona carradas CCL, ad Novum Monasterium similiter carradas CCL》〔221—4〕との文章である。この大量な重量運搬賦役——ペランの計算ではおよそ500マンスからの負担に当る——が、プリュム領のどの範囲から給付されていたと見るか、これは第44章末尾の場合と同様に難しい問題で、ペランはこの問題の具体的な解決を不可能と断じ、それは何よりも、このあたりの章配列が攪乱されているからだと主張する⁸⁰⁾。さらに、Kesseling(62)が領主直領地の描写をもって終わった後に、若干の運搬賦役とぶどう畑の登録があるが、現在の形での所領明細帳では、いずれの所領に関するものか全く明らかでない点も指摘して、この攪乱が一部の章の散逸にまで及んでいる可能性が大きい、としているのである⁸¹⁾。

このような事情のもとで、第55章——第103章も893年に作成された姿で伝来されていると

主張するには、格段の工夫が必要となる。そのためにシュワープが採用したのが、調査委員会の行程に関する以下のような議論なのである。すなわち、ミュンスターアイフェルから出発し、Iversheim(55)から始めて周辺諸所領の一部を登録しつつライン河に至り、北上した後Güsten(76)を中心に西方内陸部の諸所領を訪問した調査委員会は、南下しながら作業を続け、Enzen(89)までを調査した後、いったんミュンスターアイフェルへ戻った。その上で改めて出発した調査委員会は、まずミュンスターアイフェル南方近辺のSchönau(90)からRohr(93)までを巡回し、それから北上してミュンスターアイフェル北方約15kmのWichterich(94)、Büllesheim(95)、Rheinbach(96)を調査し、さらにライン河を大きく下ってDuisburg(97)に至り、その後Arnhem(98)を拠点としてライン・ムーズ河口地帯の諸所領を登録した、というのである。

西北方約70kmの位置にあるGüsten(76)まで行った調査委員会は、なぜいったんミュンスターアイフェルに戻らなければならなかったのであろうか。確かに、Langenich(84)からEnzen(89)までは、ほぼGüsten(76)とミュンスターアイフェルとの間に所在しており、これらを訪問すれば道は自然にミュンスターアイフェルに向ってしまう。しかし、シュワープの言うように、調査委員会が絶えず行程を最短化する努力をしていたのだ⁸²⁾とすれば、これらの諸所領を先に調査してからGüsten(76)を中心とする所領群に至る経路が、そもそも択ばれたはずなのである。シュワープの提案する調査委員会の行程は、いったんミュンスターアイフ

79) Perrin, *op. cit.*, pp. 51-54.

80) *Ibid.*, pp. 52-53.

81) *Ibid.*, p. 80.

82) Schwab, *op. cit.*, p. 116.

ェルへ戻る積極的な理由の提示が伴っておらず、所領明細帳での第90章——第93章の奇妙な位置を説明するための便法という印象が強い。おそらくシュワープもその点を意識して、第55章——第89章と第90章——第103章とが異なった二つの委員会によって作成された可能性をも想定している⁸³⁾。そうなると、主としてライン河下流地帯の遠隔地所領を担当した第2の委員会が、なぜ最初に逆の方向に出発して、Schönau(90)からRohr(93)までの近在所領を調査しなければならなかったのか、新しい疑問が生じてしまう。しかも、このように複数の調査委員会を想定することは、所領群ごとの調査委員会というペランの構想に一步近付くことを意味し、シュワープ説の根幹そのものを危うくしかねないのである。

章配列が調査委員会の行程を忠実に示しているというシュワープの原則は、多くの所領が密集している娘修道院ミュンスターアイフェル周辺については、この他にも様々な矛盾に逢着しており、そのたびにかなり便宜的な説明が試みられ、しかもその結果シュワープの方法そのものが問われかねない議論となってしまっている。例えば、位置関係からすれば、どうしてもHospelt(59)より先に調査されたはずのEffelsberg(60)が、所領明細帳では後に配置され、しかも、前者が後者の範例とされているという事実がある。これについてシュワープは、Effelsberg(60)での調査結果はHospelt(59)での作業の後に書きとめられたと述べて、調査と執筆との乖離を安易に認めてしまう。

さらに重大なのはLangenich(84)以降であり、この所領から見てJüchen(85)は北方約30

km, Cüxheim(86)は南方約15km, Kerpen(87)は東北方約3km, Wissersheim(88)が東南方約10km, そしてEnzen(89)が南方約30kmという位置にあり、調査委員会が実際にこの順序で移動したのだとすれば、何回も行きつ戻りつしたことになる。この点についてシュワープは、悪天候や道についての無知、さらには二つの小委員会に分れた作業などの可能性を示唆した後に、所領明細帳作成技術の問題として、次のような重大な発言をしている。すなわち、個々の所領での情報収集と第1次記録の作成の後、それらが統一に付されてまとまった所領明細帳となるのは、より遅い時点であった。これら6所領については、それはミュンスターアイフェルで行なわれたはずだが、その際、調査順序とは違った章配列が採用された可能性がある、というのである⁸⁴⁾。所領明細帳作成作業が2段階に分かれうるというこの想定は、これを押し進めていけば、所領群ごとの調査委員会から送付された当初の記録が修道院で統一に付された、というペランの構想に近づいてしまう。ミュンスターアイフェルを拠点として二つの調査委員会が機能した可能性をシュワープが認めているだけに、なおさらそうである。そして、個別所領調査記録の作成とそれらの事後的整理という想定を、シュワープはこれ以降も、何度も持ち出さなければならなくなるのである。

第55章——第103章について、ペランが抽出した追加部分はそれほど多くないが、それらの中の二つの群については、ここで特に検討しておく価値がある。第1は、Elsaff(66)から

83) *Ibid.*, p. 135.

84) *Ibid.*, p. 112.

Villip(72)までのいくつかの章の末尾にある、ベネフィキウム保有者についての記載であり、代表的なものとして Meckenheim(68)の例をあげれば、次のようである。『Hubertus は Oberwinter と Unkel(71) と Adendorf とで、ぶどう畑車5台分を、Eckendorf で〔土地〕4ユゲラを持つ。Lind(63)と Münchhausen(62)と Eckendorf と Unkel(71)と Oberwinter と Adendorf と Altesdorf と Wichterich(94)について上に記されたもののうち、同じ Hubertus はベネフィキウムとして 24 ½ マンスを保有する』⁸⁵⁾。この他に、Bachem(70)には、2箇所で土地40ユゲラを保有し、また別の場所におぶどう畑13シトゥラ分を持つ Brunfridus が、さらに Unkel(71)には、5箇所で合計2マンスとぶどう畑車4台分を持つ Focco が登録されているのである。ペランは、これらのいずれもが記載された章以外の箇所に登場する定住地と関係しており、記述の地理的秩序を乱している点で、明らかに後代の挿入だと考えた⁸⁶⁾。これに対してシュワープは、これらは一つの所領に納まりきれないベネフィキウムが、プリュム修道院所領明細帳に特有な連鎖的な仕方で記載された場合であるとする。例えば、前掲の Hubertus についての文章が登場する Meckenheim(68)は、そもそも散在的傾向の強い所領で、調査委員はまず、通例の農民保有地 3 ½ マンスを聞き取りの順序に従って

書き留めたが、在地領民による陳述は通例の負担に服する Oberwinter での二分の一マンスを最後にあげた後に、同じ場所におぶどう畑を持つベネフィキウム保有者に想到して、その広大な保有地に次々と及んでいったため、調査委員はこれをそのままの順序で書き記していった、というのである⁸⁷⁾。

シュワープによる第55章—第103章の分析は、これらの章に通例のマンス保有農民よりも大規模な土地を持つ保有者がしばしば登場することに注目し、ペランが特に取り上げた前記のベネフィキウム保有者も、それらの一部と考えている。実際に、Nöthen(58)で『ベネフィキウムについて』《De beneficiis》〔220—16〕との表題のもとにそれぞれ4箇所ずつに土地を持つ Focco と Wernarius が、また Ahrweiler(65)では、『Ahrweiler と家人の合計』《Summa de Arwilre et ministerialibus》〔224—14〕という、おそらくカエサリウスによる表題のもとに、マンスとぶどう畑とを組み合わせて保有する10数名が記されている。また、Wichterich(94)、Büllesheim(95)、Rheinbach(96)では、いずれも『これらのマンスのうちから』《ex his mansibus》〔239—7〕、〔240—11〕、〔241—8〕という書式で、それぞれの章の先頭にあげられたマンスのうち特別な制度に服する多数を別に記しており、それらをまとめて保有する場合には、5マンス以上の規模の保有地となっていることも少なくない。さらに、そうした保有者を散発的に登録している章もかなりあり、ベネフィキウム保有者と明記されることは少ないとしても、ともかく1マンス以上、最大で10マンス程度まで—24 ½ マンスを保有する Hu-

85) 《inter Uintre et Uncule et Adelesdorpt habet Hubertus vineas ad carradas V et in Eckendorpt iugera IIII. Hec, que superius descripta sunt, de Linde et Munichusen et Eckendorpt et Uncule et Uintere et Aldendorpt et Adelesdorpt et Witerghe, tenet idem Hubertus in beneficio mansa XXIIII semis》〔226—18〕。

86) Perrin, *op. cit.*, p. 70.

87) Schwab, *op. cit.*, pp. 108—109.

bertus は明らかに例外である——の規模の土地を、通例のマンズ保有農民とは異なった条件のもとに保有する者が、これらの章に特に多いことは確実である⁸⁸⁾。

ところで、これらの保有者に関する記述から、いくつかの重要な現象を読み取ることができる。第1に、ことに大規模な保有地では、その一部が再保有に出されている場合がある。例えば、Unkel(71)では、『Focco は Remagen と Beller で1マンズ、そして Remagen でぶどう畑車1台分を持ち、マンズを保有する者は4ソリドゥスを支払い、Ließen では彼に Bachem(70)の者たちのように支払う1マンズを持つ』⁸⁹⁾と記されている。第2に、これら保有者のもとにあるマンズの多くについて、通例のマンズと同様の負担に服することが明記されている。例えば Wichterich(94)は、章当初に

36マンズを記し、Walbertus の保有するマンズを範例として通例の負担を示した後、Rodowicus という5非自由人マンズの保有者をあげ、週賦役を含むそれぞれからの負担を描写する。さらに別の負担規定に属する11マンズと7½マンズとを指示した上で、『Farabertus が同様に奉仕する5½マンズを持つ』《Farabertus habet mansa V semis qui similiter serviunt》[239—20]と、もう一人の巨大保有者を指摘しているのである。第3に、これら保有者のかなり多数が、領主直領地の一部を保有している。特に目につくのは、Rheinbach(96)で章の先頭にあげられた49マンズについて、『前述のマンズのうち Sigilo が8、Lanbertus が4½、Benno が4、Erleboldus が1を保有する。ここに領主直領地266½ユゲラがあり、そのうち Sigilo が33、Lanbertus が20、Benno が18、Erleboldus が6、Ruotbaldus が7½を保有する』⁹⁰⁾とされている。また、ミュンスターアイフェル東南方の諸所領においては、これら保有地がぶどう畑を含むことが多いが、Pützfled(61)末尾で Fromuoth の保有するぶどう畑車4台分が、明白に領主直領地とされているのみでなく、文脈からして、それらが領主直領地に属すると考えられる場合がかなりある。

以上のように見てくるとき、ミュンスターアイフェル周辺から北方の所領に多いベネフィキウム保有者、ないしそれに準ずる領民の存在形態は、所領形態の変動と密接に関わっているとの

88) 所領明細帳に関する長い研究史の中で、この史料がベネフィキウムとその保有者をも描写の対象としているか、この点については様々な見解がある。従来、これを否定的に考えるペランと、小規模なベネフィキウムは所領明細帳の通例の章に登録されるとするレーヌとの間に、基本的な見解の対立があった。Perrin, *op. cit.*, pp. 616-617; E. Lesne, *Histoire de la propriété ecclésiastique en France*, III, *L'inventaire de la propriété. Eglises et trésors des églises. Du commencement du VIIIe à la fin du IXe siècle*, Lille 1936, pp. 49-57. 最近では、とくにプリュム修道院所領明細帳について、クッヘンブッフが大規模ベネフィキウムをも対象としている可能性が高いことを示唆しているのに対して、シュワープはやはり小規模ベネフィキウムに限定して考えようとしている。Kuchenbuch, *op. cit.*, pp. 330-343; Schwab, *op. cit.*, pp. 147, 153. いずれにせよ、この問題はカロリング期所領明細帳の史料的性格の根幹に関わっており、この史料のうちに反映された領主の所領政策との関連をも考慮して、今後追究されなければならない。

89) 《Focco habet in Remagen et in Belnere mansum I et in Remagen vineam ad carradam I et solvit ille, qui mansum tenet, solidos IIII, et in Liezheyman mansum I, qui solvit ei sicut illi de Bacheym》[229-7].

90) 《Ex predictis mansis tenet Sigilo VIII, Lanbertus IIII semis, Benno IIII, Erleboldus I. Ex ibi terra dominicata iugera CCLXVI semis, ex quibus tenet Sigilo XXXIII, Lanbertus XX, Benno XVIII, Erleboldus VI, Ruotbaldus VII semis》[241-8].

印象が濃く、これらに関する記録の年代決定は、プリュム明細帳による領主制の研究に対して、きわめて重要な意味を持つてくる。

確かに、単一所領の内部に限られていない大規模保有地が、その一部が近くに所在している所領を択んで、それに当てられた章でまとめて記載されるというシュワープの想定を、全く拒否する根拠はない。しかしながら、少なくともペランが取り上げている第68章、第70章、第71章での3名についての記載は、やはり後代の追加との判断に傾かざるをえない。特に、先に引用した Meckenheim(68) の Hubertus についての記述に関しては、シュワープの想定が成り立つのはぶどう畑を記載する前半部分のみである。『上に記されたもの』から始まる24½ マンスの登録には、8箇所の地名があげられているが、それらのうちこの章以前に登場しているのは、Lind(63) と Münchhausen(67) のみである。また、これら8箇所が描写されている諸章で、Hubertus という名の保有者が登場するのは、Wichterich(94) のみ⁹¹⁾であり、ことに Unkel(71) では、末尾の Focco を始め何名かのベネフィキウム保有者が言及されているのに、Hubertus の名は見えないのである。従って、『上に記されたもの』以下が、所領明細帳原文の構成要素として書かれたのではない、と見るべきであろう。そこから、やはりペランに

従って、Hubertus, Brunfridus 及び Focco についての記述の全体を後代の挿入と考えるのも、きわめて自然であろう。さらに進んで、第55章——第103章に多い大規模保有者の記載の一部は、たとえ該当箇所を明確に見分けることが不可能だとしても、やはり追加部分であった可能性が大きい、としてよいであろう。こうした保有者の状況が、所領形態の変動と密接に関連していると思われるだけに、ますますそうなのである。

第55章——第103章でペランが摘出した追加部分のうち、特に検討すべきものの第2は、Gewelsdorf(77), Baal(78) 及び Mundt(81)⁹²⁾である。いずれも短いこれらの章では、まず第77章で領主直領地7マンスを『現在は空いている』《adhuc sunt absa》〔234—2〕としているのを始め、大半の土地を『空いている』と形容している。このような補完的な描写を、ペランは一般に追加部分と考えている⁹³⁾が、それに加えて、Kirchhertene(80) と Linnich(83) に所在して、本来第80章と第83章に記載さるべき土地もここに言及されていることをも指摘して、第77章、第78章及び第81章は、このあたりの所領が後代に再調査された際の挿入としたのであった⁹⁴⁾。シュワープの判断はこれと異なり、そもそも Güsten(76) を中心とする所領群が、かなり荒廃していたという現実から出発する。事実、第76章では先頭に36マンスをあげながら、後半部分で『これら上記のマンスのうち、

91) もちろん、これが Meckenheim(68) 末尾の Hubertus と同一人物であるかは、分らない。ただ、カエサリウスはこれを肯定的に考え、第68章の Hubertus に関する記述〔前掲70頁に引用〕の Wichterich(94) の箇所に、『前記の Hubertus のマンスのうち、一つは Wichterich にある』《De mansis prescriptis Huberti unus iacet Witerghe》〔227—1〕と、注を施している。筆写を続けて第94章に至り、そこで《Hubertus mansum I》〔240—1〕との記述を発見し、両者を同一人物と考えて、その時点で第68章に立ち戻ってこの注を行間に書き加えたと思われる。

92) 第81章記載の *Bundende* の比定には問題があり、ペランとクッヘンブッフはこれを断念しているが、シュワープはランプレヒトに倣って Mundt としているので、これに従っておく。Schwab, *op. cit.*, p. 110, n. 391.

93) Perrin, *op. cit.*, p. 70.

94) *Ibid.*, pp. 70-72.

9が空いている。そして残りのうち12は、貧窮のために賦役も支払もしない」《De ipsis supradictis mansis sunt absa VIII et XII restant, que pre nimia pauperitate nec serviunt neque solvunt》〔232—12〕とある。また、Kirchhertene(80)の末尾には、この所領のマンズからの負担は Bedburg(79)でのそれと同じだが、軍役税と亜麻の給付が減額されていると記した後、『なお悪いことに、Kirchherteneには誰も住んでいない』《quod peius est, nullus habitat in Hertene》〔235—1〕とされているのである。こうした混乱した状況のもとで、所領群中に散在する当面収入をもたらさない土地を、拠点 Güsten(76)での聞取によって調査することはごく自然であって、Gewelsdorf(77)と Baal(78)とはそのようにして記録された。調査委員会はしかる後 Bedburg(79)と Keyenberg(82)を訪問して、それぞれにつきかなり長い章を作成したが、後者でやはり『空いている』土地ばかりから成る Kirchhertene(80)と Mundt(81)とを記録した。こうしてシュワープは、正式の所有者が不在で調査委員が現地を訪問する意味がなかった土地が、聞取によって登録されたという手続から、これらの章での一見混乱した記述を説明しているのである⁹⁵⁾。

この場合にもやはり、シュワープの議論には納得できない点が多い。まず、Gewelsdorf(77)に記載されたマンズはすべて『空いている』とされているから、それは Güsten(76)での聞取によって記録されねばならなかったのだとしても、なぜ、Kirchhertene(80)の1マンズと Linnich(83)の½マンズとが、第80章と第83章——12マンズが所在する前者では居住者がいな

いと記され、後者では14マンズが『空いている』とされている——でなく、この第77章に登録されたのであろうか。シュワープは全く説明を与えていない。次に、Baal(78)に記載されているのは、4箇所に所在する合計10マンズと森林であるが、『空いている』のは Barmen の教会に属する3マンズのみである。なぜ、他のマンズ——これらは位置関係からすれば、むしろ Güsten(76)に近い——が負担規定なしにこの章に登録されたかも、シュワープの議論からは明らかにならない。最後に、第81章には、8マンズを『空いている』とした後、『Bedburg(79)と Kirchhertene(80)とで前に言ったように、領主直領地12マンズ』《Inter Betbure et Hertene, ut ante dixi, terra dominicata mansus XII》〔235—3〕という文章がある。これは、Bedburg(79)の末尾にある『ここには、上に描写されたもの以外に領主直領地が12マンズ分ある』《Est ibi terra dominicata ad mansa XII sine illis, qui descripti sunt supra》〔234—17〕との文章と対応していると思われるが、なぜ同じ土地がこのように2度にわたって登録されるかも、シュワープの議論からは明らかにならない。

このように見てくるとき、第76章——第83章に見られる混乱を、所領の荒廃という現実によって規定された調査委員会の行程からだけ説明することは、到底できない。逆にペランに従って、これらの章のかかなりの部分が後代に挿入され、カエサリウス写本に至る過程で原本と合体したと考えれば、ある程度の矛盾した記述を受け入れることは容易になるであろう。確かに、ひとたび追加部分の存在を認めるとしても、それを確実に摘出することは不可能に近い。ペランの指示する三つの章にしても、他の章に登場

95) Schwab, *op. cit.*, pp. 110-112.

すべき土地を記載してしまっている Gewelsdorf(77) は、ほぼ確実に追加部分だと考えられるが、Baal(78) も同様だとする根拠は弱い。また、Mundt(81) が後代の挿入にかかるのであれば、その領主直領地12マンスの記載と対応している Bedburg(79) 末尾の文章も、それと同時に書かれた可能性が大きく、ペランはこれに触れていないが、やはり追加としてよいのではなかろうか。

後にまとめて論ずるように、プリュム修道院所領明細帳を生産的に利用するためには、ともかくその一部が追加部分であることを確認した上で、殆ど不可能なその全面的な摘出を断念し、むしろ追加が行なわれた年代的幅の確定を通じて、この史料を一定の歴史的变化を写し出した記録として取り扱うことが得策だと思われる⁹⁶⁾。Güsten(76) を中心とする所領群に当てられたこれらの章は、まさにそうした方法を必要としているのである。

第104章——第111章⁹⁷⁾ ライン中流右岸で主として Lahn 河沿いに所在する Gemmerich(104) から Nochern(111) までは、娘修道院ザンクト・ゴアに賦与された財産であった。ここでは、Gemmerich(104) の詳細な描写に続いて、Bogel(105) から Finster(110) までの所領については、マンス数をあげた後に、第104章を範例として簡単にマンス負担を指示するにとどめており、最後に Nochern(111) で、再びマンス負担の短かいながらも独自の規定が現われる。その上で、この第111章に Gemmerich(104) から Nochern(111) までの『合計』が次々と記されており、いずれの所領についても、

本文と『合計』とが分離しているだけでなく、第105章から第110章までは、前者より後者の方がずっと詳しいという、異例な姿になっているのである。

シュワープはこの点を次のように説明する。この所領群の調査はザンクト・ゴアに常住する修道士の協力によって、かなり容易に行なわれた。比較的遠隔の Burgschwalbach(107) から Finster(110) までは、調査委員会が現地に出発せず、ザンクト・ゴアでの聞取によって作成したと思われる。また、Gemmerich(104)、Bogel(105)、Nastätten(106)、Nochern(111) を一巡した後、ザンクト・ゴアに帰って所領管理に当る修道士と調査記録を点検し、そこで材料を補完し、誤りを訂正して『合計』を作成した、というのである⁹⁸⁾。

こうしたシュワープの議論は、やはり到底認め難い要素を含んでいるが、その理由も『合計』をまとめて論ずる際に明らかにしよう⁹⁹⁾。

第112章——第118章¹⁰⁰⁾ これらの章に記載された所領群も、娘修道院アルトリップへの賦与財産をなしているが、すべてかなり長大な章で、それぞれが独自にマンス負担を規定している点で、先行する第104章——第111章とは異なっている。しかも、各章での描写の順序と内容に大きな混乱はなく、ペランによって後代の挿入とされた箇所もない。しかしながら、所領明細帳の作成過程を調査委員会の行程に基づいて再現しようとするシュワープは、所領の地理的位置と章の順序との間にある矛盾を、解決しなければならなかった。すなわち、ザンクト・ゴ

96) 後掲 84頁を参照。

97) Schwab, *op. cit.*, pp. 124-128.

98) *Ibid.*, pp. 137.

99) 後掲 77-78頁を参照。

100) Schwab, *op. cit.*, pp. 128-132.

アからライン河を約 150km 溯った場所に所在するアルトリップは、7所領から構成されるこの所領群の南端に位置する。しかも Dienheim(112) が二つの娘修道院のほぼ中間にあり、Neckarau(113) と Gönheim(114) はアルトリップの北に近接しており、かつ、Weitersweiler(115) と Albisheim(116) とがアルトリップ北西約 50km の内陸部にあるのに対して、Ockenheim(117) と Bingen(118) とは、Dienheim(112) と ザンクト・ゴアとのほぼ中間で、ライン河に沿って所在しているのである。従って、第104章——第111章の場合と同じく想定されるように、これら所領の管理センターであるアルトリップを拠点として、しかも中央から来た調査委員会が巡回して記録を作成したとすれば、Dienheim(112) がなぜ先頭に来るかが説明できなくなってしまうのである。

この困難を回避するために、シュワープは二つの娘修道院の賦与財産について、全く異なった所領明細帳作成過程を構想する。すなわち、ザンクト・ゴアの場合と違って、アルトリップの修道士は、調査委員会の作業でそれほど大きな役割を演じなかった。第112章から第118章までがいずれも詳細な記述であるところから見ても、調査委員会はアルトリップでの聞取に満足せず、すべての所領を訪問していると思われる。それは、ザンクト・ゴアからライン河を溯り、Dienheim(112) から調査を始めてアルトリップに至り、内陸部を通して Bingen(118) へ出る、まさに所領明細帳での諸章の配置と同じ順序であり、しかも、最後の点検はおそらくザンクト・ゴアで行なわれた、というのである。

この場合も再び、シュワープの議論は説得力を欠いている。ザンクト・ゴアから出発した調査委員会が、アルトリップ到着以前から作業を

始めていたのなら、なぜ Bingen(118) がこれらの章の先頭に来なかったのだろうか。さらに重要なのは、第112章——第118章は、アルトリップに賦与されていた所領群が、ザンクト・ゴアの賦与財産よりも強く、所領管理拠点たる娘修道院に従属していたことを示している。すなわち、後者のマンス負担に対する範例となっている第104章では、わずかに重量運搬賦役の仕向地としてのみザンクト・ゴアが登場するのに対して、前者においては多様な運搬賦役の仕向地がアルトリップ——その中には、Bingen(118) からの軽量運搬賦役も含まれる——であるのみならず、草刈〔Dienheim(112), Albisheim(116)〕、垣根作り〔Gönheim(114)〕という賦役労働までが、アルトリップで行なわれているのである。このように、所領群の中心地であった度合の強いアルトリップが、かえって所領明細帳作成の拠点となりえなかったとは到底信じられない。ここでも、中央から派遣された調査委員会の巡回によってすべても説明しようとする、シュワープの方法そのものの欠陥が露呈されていると思われる。

『合計』¹⁰¹⁾ プリュム修道院所領明細帳には、所領管理単位からの収入を総計して示す『合計』《summa》欄が、21箇所が登場する¹⁰²⁾ が、

101) *Ibid.*, pp. 136-142.

102) カエサリウス写本は本文の23箇所、朱字を用いた表題によって《summa》の所在を指示し、また Rommersheim(1) では、周辺注の形をとった《summa》を記している。しかし、これは写本作成に際してカエサリウスが与えた体裁であり、以下の箇所をも《summa》とするのは、カエサリウスによる誤解である。散在所領でのマンスの地理的配分を示している、Mötsch(23) 末尾の《Summa de Merx》[181-11]。プリュム修道院が自己の所有地以外から取り立てている貢租の記載

ペランはこれらが本文と同時に書かれたとは考えられないとして、次のように論じていた¹⁰³⁾。すなわち、これら『合計』は主として、マンス当り負担量にマンス数を乗じて得られる理論的な数値——しばしばそこには計算の誤りもある——から成っており、本文でこうした計算の素材が不完全でも補充することはなく、また、負担の範例に従わない特別な保有地を殆ど考慮していない。こうして、所領の現実と大きく乖離することの多い『合計』は、すでに完成していた所領明細帳への追加として記入されたと思われる。そのことを確信させるのは、893年の原文への追加と考えられる部分が取り込まれた『合計』の存在である¹⁰⁴⁾。また、多くの章でそれらについての注釈を施しているカエサリウスが、『合計』の作者とも考えられない、というのである。これに対してシュワープは、ペ

ランの議論が、カエサリウス以前に原本を全体として筆写していたとされる、第1次コピストの論証という目標に従属してしまっていると批判する¹⁰⁵⁾。そして、これら『合計』がやはり所領明細帳の一統きの作成過程の内部で書かれたと主張して、次のように展開するのである。

まず、一つの章に記載された個別所領からの収入を示そうとする『合計』(→*Einzelsumma*)のうちでは、第111章の後半に集められている Gemmerich(104) から Nochern(111) までの『合計』を区別できる。娘修道院ザンクト・ゴアへの賦与財産に当てられたこれらの章は、すでに論じたように¹⁰⁶⁾、ザンクト・ゴア修道士の協力によって作成された。そして、諸所領の訪問と聞取からいったんザンクト・ゴアまで帰還した調査委員が、その修道士とともに調査記録を点検した結果が『合計』にまとめられたのであって、そこには、第104章から第111章前半までとして書かれた当初の調査記録の訂正が含まれている¹⁰⁷⁾。

個別所領の『合計』のうち残りの11箇所は、所領明細帳の様々な章に散在しているが、全体として共通の性格を示しており、調査委員の全行程が終了した後に、まとめて行なわれた作業の成果と考えるのが順当である。巡回調査で拠点となった所領の多くは大規模で、それらの現実をそのまま描写した章は複雑な記述となっているため、調査記録がいったんプリムに集められた段階で、「見通しをよくしようとの関心」*Ein auf Überblick ausgerichtete Interesse*¹⁰⁸⁾ が生じ、そこから行なわれた素材の整理

である、Schweich(25)の《*Summa de villis circumiacentibus*》[188—5] (前掲 56—58頁)。主として領主直領地とその保有者を記している、Ahrweiler(65)の《*Summa de Arwilre et de ministerialibus*》[224—14]。また、Rommersheim(1)周辺注の《*summa*》は、内容的に見て他の『合計』と同様であり、これが本文第1章末尾に書かれなかったのは、筆写に際してカエサリウスがいったん失念したか、写本全体を通じての『合計』の配置の仕方を、なお確定していなかったものであろう。こうして、本文に記されたマンス当り負担とマンス数とを関連させて、所領からの収入を全体として示そうとする『合計』は、Rommersheim(1)、Mehring(24)、Schweich(25)、Remich(33)、Awans(44)——2箇所——、Villance(45)、Mabompré(46)、Tavigny(47)、Holler(54)、Iversheim(55)、Nöthen(58)、Güsten(76)、Nöchern(111)——8箇所——の計21箇所となる。なおその他に、Hetzerath(27)、Lallingen(34)、Ruette(35)、Montigny(37)、Saint-Pancré(38)、*Bouelicurt*(39)では、マンス数の指摘に続いて、マンス当り負担を示すことなく、所領からの収入総額が記載されている。

103) Perrin, *op. cit.*, pp. 72-78; 森本「二つの問題」[前注2)], 29-30頁。
104) 典型的な例が Schweich(25)のそれである。前掲 58頁を見よ。

105) Schwab, *op. cit.*, p. 138, n. 554.
106) 前掲 74頁を見よ。
107) Schwab, *op. cit.*, pp. 127, 137.
108) *Ibid.*, p. 139.

が『合計』の形式で示されたと思われる。なお、これら『合計』と Hetzerath(27) 本文の書式とはきわめてよく似ており、従ってこの作業には、少なくとも第27章起草の当事者である調査委員が参加していることが確実である¹⁰⁹⁾。

この他に、Awans(44) 末尾の『ぶどう酒車94台、穀物3,250モディウスを運ぶ』《Ducunt de vino carrados XCIII, de annona modios MMMCCL》[200—19]、及び Nöthen(58) 末尾の『プリュムまでぶどう酒あるいは穀物車250台、新修道院〔→ミュンスターアイフェル〕へ同じく車250台運ぶ』《Ducunt ad Prumiam de vino seu de annona carradas CCL, ad Novum Monasterium similiter carradas CCL》[221—4] との二つの『合計』があるが、運搬される物資の巨大な量からして、明らかにそれぞれの章だけに關する合計ではなく、複数の所領にまたがる総計が、それぞれの章と次の章との間に記された(→Zwischensumma) と見るべきものである。これらもやはり、調査記録がプリュムに集合され、現在に伝来されているとおりの章編成を受け取った後に付加されたに違いない。しかし調査委員も加わって作成された前述11所領に關する『合計』とは異なって、すでに完成していた所領明細帳のみを素材として、修道院領の現実を直接に考慮せずに計算された。こうしてシュワープは、第44章末尾の『合計』は第1章から第44章までに記された諸所領から運搬されるぶどう酒と穀物の総計、第58章末尾のそれは第55章から第72章までに記されたぶどう酒ないし穀物の運搬賦役の総計、と考えるのである¹¹⁰⁾。

一見して本文からの様々な乖離を示している

これらの『合計』は、従来の研究史に見られるとおり、プリュム修道院所領明細帳が後代の改変を受けているという通説の、大きな論拠となってきた。それだけにシュワープも、『合計』を三つに分類して検討するなど、ずっときめ細かい議論を展開していることは確かであろう。きわめて興味深いのは、その結果としてシュワープが、調査委員会の巡回による個別所領での調査・執筆という、自らが規定した所領明細帳作成過程の大宗とは別に、その後で行なわれる作業にも、一定の意味を認めてしまっていることである。すなわち、Gemmerich(104) から Nochern(111) までの『合計』については、ザンクト・ゴアでの記録の点検と訂正、Rommersheim(1) 以下11章には調査委員も加わったプリュムにおける整理、さらに Awans(44) と Nöthen(58) との末尾では、やはりプリュムで行なわれるが、それより後の時点での計算、これらの作業を想定し、それによってプリュム修道院所領明細帳が完成したとする点で、シュワープの見解は、修道院所在地における執筆を重視していたペラン説に、一歩近づいていると言えるであろう。結局シュワープは、こうした作業の大部分が、個別所領という現場での調査・執筆と一続きの仕事であり、どうしても追加と言うのなら、それは、せいぜい Awans(44) と Nöthen(58) 末尾の『合計』だけだ、とするのである。

しかしながら、通説にある程度近寄ることを辞さない柔軟な態度にも拘らず、この場合にもシュワープの議論には多くの難点がある。第1に、第111章にまとめて記載されている Gemmerich(104) から Nochern(111) までの『合計』が、各章の本文との間に示す内容上の相異

109) *Ibid.*, pp. 137-139.

110) *Ibid.*, pp. 139-142, 151.

は、作成場所がザンクト・ゴアであろうとなかろうと、すでに別稿で論じた¹¹¹⁾ ように、一定の時点で実務的に利用されねばならない記録の中に、同等な資格で位置を占めることは到底できそうもないほどなのである。さらに Bogel (105) と Nastätten(106) との『合計』の間に、ザンクト・ゴアに接してライン左岸に延びる森林地帯¹¹²⁾ からの給付が4行にわたって記されており、ペランはこれを特に追加と断定していた¹¹³⁾ が、それは次のような理由から妥当な判断だと思われる。まず、プリュム修道院所領明細帳は、森林からの収入を原則として記載していないこと。次に、この史料はやはり、修道院所在地たるプリュムも、ミュンスターアイフェル、ザンクト・ゴア及びアルトリップという娘修道院所在地も、そのものとしては記載の対象としておらず¹¹⁴⁾、ザンクト・ゴアに接して領主直領地に入っていたに違いないこの森林地帯が、893年に登録されるのは不自然であること。最後に Bogel(104) の『合計』の後という位置が、『合計』全体とともに書かれたとしては奇妙であること。このように、ほぼ確実に後代の挿入と思われる文章が、それもきわめて不自然な形で割り込んできているという事実は、これらの『合計』のあたりに追加が行なわれたとの印象を、ほぼ確実なものとしているのである。

111) 森本「二つの問題」〔前注2〕, 37頁。

112) ルイ敬虔帝による寄進にかかるこの所領については、F. Pauly, *Zur Grenzbeschreibung des von Ludwig d. Fromme an die Abtei Prüm geschenkten Fiskalwaldes bei Sankt-Goar*, in *Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte*, 1954, pp. 234-238; F. J. Hegen, *St. Goar im frühen und hohen Mittelalter*, in *Kurtrierisches Jahrbuch*, 1961, pp. 87-106.

113) Perrin, *op. cit.*, p. 78, n. 2.

114) この点は、所領明細帳一般の性格に関っており、別の機会に詳細に論ずる予定である。

第2に検討されるのは、Rommersheim(1), Mehring (24), Schweich (25), Remich(33), Awans (44), Villance (45), Mabompré (46), Tavigny(47), Holler(54), Iversheim(55) 及び Gústen(76), 以上11所領の個別的な『合計』である。シュワープはこれらを、長く複雑な章の見通しをよくするためのもので、本文に与えられている情報の訂正を含まない¹¹⁵⁾、と考えている。直ちに疑問となるのは、第44章、第54章、第76章のような比較的短かくて構造も単純な諸章に『合計』が付されているのに、それらよりも長く複雑な多くの章——例えばWallersheim (6), Sarresdorf(8), Ettelsdorf(10), Mötsch (23), Ahrweiler(65), Wichterich(94), Duisburg(97), Nekarau(113), Rheingönheim(114), Alvisheim(116) ——には、なぜそのような整理が行なわれなかったのか、という点であろう。893年における所領明細帳作成過程の棹尾を飾るというシュワープの構想からすれば、あまりに乱雑な選択が行なわれたことになってしまう。

さらに重要なのは、これら『合計』と本文との間にもやはり内容上のずれがあり、それは作成年代の相異から由来していると考えざるをえないことである。確かにこれら11章の『合計』は、第111章にまとめられたそれよりも、本文に記された情報の訂正を含む度は小さい。しかしながら、それらは本文の含む材料を細大もらさず合計しているのではなく、それぞれの章で一定の取捨選択を行い、若干の訂正や補完も施され、しかも同じ内容に異なった表現を与えている場合がかなりある。

115) Schwab, *op. cit.*, p. 139.

まず、これらの『合計』は賦役労働の一部しか計算に入れていない。そもそも計算になじまない不定量賦役が考慮されないのはともかく、週賦役も全く度外視され、2週間連続して農民を拘束する年賦役——『15夜』《XV noctes》——も原則として言及されず、定地賦役も数回登場するのみである。その中で『重量運搬賦役』《angaria》のみは、Güsten(76)を例外としてあらゆる『合計』に入っており、しかもこれについては本文への補完と訂正がしばしば行なわれている。すなわち、Schweich(25)では本文に記されていない運搬の内容と仕向地とをぶどう酒と修道院として明示し、Villance(45)では本文にある5月と12月の運搬賦役のうち、5月分のみを『合計』に入れている。また Tavigny(47)では、一般に『合計』には入らない『15夜』が、この本文では『5月に他の15夜をするか、あるいはプリュムまで重量運搬賦役をして燕麦を〔マンス当り〕10モディウス運ぶ』《in mense maio alios XV noctes aut facit angariam ad Prumia et ducit avena modios X》〔213—6〕とあることから、『5月に15夜をして〔17マンスで〕170モディウスを運ぶ』《in maio XV noctes faciunt et ducunt modios CLXX》〔214—14〕と、合計にも取り込まれている。さらに、Iversheim(55)では、『プリュムまで穀物かぶどう酒の重量運搬賦役をし、もう一つをアルテナール Altenahr からする』《Facit angariam ad Prumiam sive de annona sive de vino et alteram de Ara》〔218—12〕という本文での規定が、『合計』では『重量運搬賦役をプリュムまで車13½台』《angariam ad Prumiam carradas XIII semis》〔219—16〕とされている。11箇所の『合計』における賦役労働取捨選択の基準がそもそも明らかでは

ないが、重量運搬賦役への関心がきわめて大きいことは確実である。これと、Nochern(111)にまとめられた8章の『合計』すべてが、賦役労働の中で重量運搬賦役のみに言及していること、さらに Awans(44)と Nöthen(58)との末尾にある問題の文章もそれに関するものであることを考慮すれば、プリュム修道院所領明細帳の『合計』が、何らかの事情のもとに重量運搬賦役に対する関心が修道院で高まった時点で——従って多様な賦役労働全体への配慮が必要であった893年とは異なった年代に——書かれたとするのが順当であろう。

11箇所の『合計』で本文についての訂正がしばしば行なわれているもう一つの場合は、現物貢租の貨幣納に関する規定である。プリュム修道院所領明細帳は、農民負担の多くについて貨幣納を認めており、しかもそれをめぐって、現物貢租の価格表示——例えば Rommersheim(1)の『20デナリウスの価値ある豚1』《porcum I valente denariis XX》〔166—4〕——、現物貢租の貨幣納許容——Remich(33)の『豚1あるいは1ウンキア〔=20デナリウス〕』《soalem aut unciam I》〔193—19〕——、及び現物貢租の貨幣納——Mabompré(46)の『豚に代って15デナリウス』《pro soale denarios XV》〔209—18〕——というように、《valente》、《aut》、《pro》などの語を使い分けている。ところが、『合計』で用いられる表現は対応する本文でのそれと異なることが多い。しかも、こうした相異がある場合、『合計』では一般に貨幣納の方向により進んだ表現が行なわれているのである。現物貢租の価格表示から貨幣納許容への変化——例えば上に引用した Rommersheim(1)でのマンス当り『20デナリウスの価値ある豚1』の給付は、30マンスについての『合

計』では、『豚30あるいは同じだけのウンキア』
 《suales XXX aut uncias totidem》〔169—1〕
 となっている——はきわめて多いが、それに加
 えて、前掲 Remich(33) でのマンス当り『豚
 1あるいは1ウンキア』が、29½マンスについ
 ての『合計』では、『29½ウンキアを支払う』
 《solvunt uncias XXVIII et dimidium》〔194
 —19〕となり、また Villance(45) でも本文で
 4回用いられた《aut》が、『合計』では《pro》
 とされているのであって、貨幣納の許容から貨
 幣納そのものへの進化を示す場合もかなりあ
 る¹¹⁶⁾。これに対して、貨幣納の方向に逆行する
 のは、Gemmerich(104) の本文でマンス当り豚
 1の給付に付されていた5ソリドゥスの価格表
 示が、『合計』では言及されないという例にと
 どまる。こうして『合計』は、農民負担の貨幣
 納について893年以降一定の進化が行なわれた
 時点で書かれた、と考えることが許されよう。

さらにこれと関連して、『合計』の一部は賦
 役労働に生じてきた変化をも写し取っている場
 合があるように思われる。それは Schweich
 (25) で、豚の給付について本文の《valente》
 を《aut》に進めていたこの章の『合計』は、本
 文で定地賦役(→《pictura》)に伴う義務とさ
 れているマンス当りぶどう酒10モディウスの給
 付を、単なる現物貢租として示し、15マンスか
 らの亜麻糸ないし布を作るという義務を亜麻糸
 の納付にまとめ、別の15½マンスによる布を
 作る賦役労働を、布の支払という現物貢租に変
 更し、さらに、『どんぐりを集める』《glandos
 colligit》〔187—16〕義務を、他の現物給付と並
 べて『どんぐりの75モディウス』《de glandibus

modios LXXXV》〔189—3〕と計算しているの
 である。デスピィは、貨幣納されるに至った現物
 貢租の一部が、そもそも賦役労働の代替物であ
 ったことを指摘¹¹⁷⁾ していたが、すでに9世紀
 末の本文にさえその兆候がある賦役労働の減少
 が、さらに進んだ時点で『合計』が作成された
 可能性はきわめて大きい。

第3に、Awans(44) と Nöthen(58) との末
 尾に記された、前者でぶどう酒車94台と穀物
 3,250モディウス、後者でぶどう酒あるいは穀
 物車250台を年に2回という、大量の穀物とぶ
 どう酒の運搬について、シュワープの新しい解
 釈は、従来の多様な見解に取って代るだけの説
 得力を、到底持っていない。すでにカエサリウ
 スが、筆写の過程でこの文言の解釈を試み、第
 44章には『ミュンスターアイフェルからプリ
 ムまでの重量運搬賦役の合計』《Summa anga-
 riarum de Monasterio ad Prumiam》〔200—
 19〕、第58章には『ミュンスターアイフェルと
 アルテナルとそれらの領域近くにある所領か
 らの重量運搬賦役の合計』《Summa anga-
 riarum illarum curiarum, que sunt circa
 Monasterium et Aram et fines illos》〔221—
 3〕という表題を付していた。19世紀以降も、
 ランプレヒトが第58章の『合計』をミュンスタ
 ーアイフェル周辺の27所領からの給付だと考
 え、これをプリム修道院所領明細帳の史料批
 判に利用¹¹⁸⁾ したのを始めとして、いずれの
 『合計』についても土台となった所領の範囲を
 確定できないが、それは、所領明細帳の散逸し
 た部分に記された運搬賦役がここに入りこんで

117) Ibid., p. 157.

118) Lamprecht, *op. cit.*, II, pp. 95-96.

119) Perrin, *op. cit.*, pp. 79-80.

120) K. Flink, *Geschichte der Burg, der Stadt und*

116) この点についてはデスピィも指摘しているが、
 本文と『合計』との年代差の問題としては論じて
 いない。Despy, *art. cit.*, p. 157, 160-161.

いるからだとしたペラン¹¹⁹⁾、第58章の『合計』について、ランプレヒトよりやや少なく23所領をあげたフリント¹²⁰⁾、この同じ『合計』が、通例のマンスを土台とする義務に関わるのではなく、その直前に登録され、もっぱら重量運搬賦役を負担する2名の巨大保有者による給付を示すとしたドヴロウ¹²¹⁾などによって、多彩な議論が繰り広げられていた。今までのところ、これら『合計』を一定範囲の領民と結びつけようという試みは、いずれも成功しておらず、この史料の後代における改変を考慮に入れるペラン説を排除するに至っていないが、次のような難点を含むシュワーブの見解も同様である。

まず、「これら〔二つ〕の包括的な合計いずれもが、疑いもなく同じ作業過程で計算された」¹²²⁾と断言するシュワーブが、実際にはそれぞれについて全く異なった計算の基準を想定するという、重大な矛盾がある。すなわち、Awans(44) 末尾の『合計』は、第1章から第44章までに現われた領主直領地のぶどう酒生産量と農民が給付するぶどう酒の総計、及びマンズ、水車、かまど——ここではなぜか領主直領地が無視される——から給付される穀物の総計を示すとしながら¹²³⁾、Nöthen(58) 末尾の『合計』は第55章から第72章までの18章に記された重量運搬賦役の総計に当る¹²⁴⁾、というのである。同じ時点で全く違った仕方の二つの計算を試みた人物が、その結果を同じ書式で書き残し

たとは、容易に信じ難い。

次に、シュワーブの説明によつては、これら『合計』の置かれた場所が理解しえない。なぜプリュムより南方に位置する諸所領からのぶどう酒と穀物との運搬が、西北方に孤立して所在する Awans(44) ——だからこそシュワーブ自身が、この所領を、調査委員会の Faxe(42, 43) までの行程と区別して扱っている¹²⁵⁾ ——を記載した章の末尾に記されたのであろうか。この所領の農民が運搬賦役を負担していないだけに、ますます奇異に感じられる。また、第55章から第72章までに規定されている重量運搬賦役が、これまたなぜ Nöthen(58) 末尾という中途半端な場所に記されることになったのかも、全く分らないままである。

さらに重大なのは、これら『合計』作成の目的が明らかでない点である。たとえシュワーブの言うとおりに、第44章までの所領でプリュム修道院が処分しえたぶどう酒と穀物の総計が、Awans(44) 末尾の『合計』に記されたのだとしても、個別所領に現物経済的側面のあるかぎり、そのすべてがプリュムに運搬されるとは到底考えられない。従って、この総計を運搬の対象として記すことは現実と矛盾し、実地的な意味を持ちえない。Nöthen(58) 末尾の『合計』も、第55章から第72章に記載の分とした場合、これらの章はいかなるまとまりをなしていたとしうるのか。シュワーブはこれを「ミュンスターアイフェルから直接に取り込まれる範囲」Der direkte Einzugsbereich von Münster-eyfel¹²⁶⁾ としているが、やはりミュンスターアイフェル周辺にある Schönau(90)から Rheinbach(96) までが加えられないかぎり、これ

des Amtes Rheinbach von den Anfängen bis zum Ausgang des 18. Jahrhunderts, Bonn 1965, pp. 55-56.

121) J.P. Devroey, Les services de transport à l'abbaye de Prüm au IXe siècle, in *Revue du Nord*, 1979, pp. 543-569.

122) Schwab, *op. cit.*, p. 144.

123) *Ibid.*, pp. 153-154.

124) *Ibid.*, p. 155.

125) 前掲 64頁を参照。

126) Schwab, *op. cit.*, p. 142.

を、ミュンスターアイフェルを拠点として組織される重量運搬賦役、とすることはできない。この『合計』が作成された際、第90章から第96章まではすでにかなり後に配列されていて、計算から除外されてしまったというシュワープの説明では、『合計』作者が持っていたはずの計算の目的は、全く不問に付されてしまう。その上、なぜ第1章～第44章と第55章～第72章とだけに、こうした『合計』が付されたのか、これまた見当がつかない。

これら二つの『合計』については、おそらく他の『合計』と同様に、重量運搬賦役への関心が強まった時期に書かれたという以上に、積極的な発言をすることはできないが、ともかく、シュワープの解釈では、言わば史料を用いる計算遊戯の所産とされてしまうのであって、プリュム修道院所領明細帳作成の最終段階が、そうした性格の記入であったとするのは、最後にもう1度、この記録が持っているはずの実務的価値を、信じ難いほどに貶めることになってしまうのである。

5 シュワープ説の意味と新版の有用性

以上のように、プリュム修道院所領明細帳に追加部分がないとする、シュワープによる新版の基礎となった考え方は、この史料の個々の内容に照らして検討するとき、全く支持できないことが明らかとなった。中央から派遣された調査委員会による全所領の巡回調査というその基本構想は、それによってこの所領明細帳の構成と記述とを整合的に説明しようとする過程で、多くの不自然な想定を重ねさせているし、個別所領の具体的な状況を十分に勘案するというそれ自体は正当な方法も、それぞれの章にある一見矛盾した記載を、同一時点の執筆にかかるとして説明していないのである。

として説明していないのである。

けれども、この結論から直ちに、シュワープの学説をその新版もろとも返上してしまってよいことにはならない。なぜなら、シュワープ自身が印象づけようとしている対決的姿勢にも拘らず、シュワープの議論はプリュム修道院所領明細帳に関する従来の研究史の方向を受け継ぎ、しかもそれを極端なまでに押し進めたという性格を持っているからである。以下では、シュワープ説を研究史のうちに位置づけるとともに、新版のあるべき使用方法を明らかにすることで、結論としたい。

まず、プリュム修道院所領明細帳の史料批判において、シュワープの学説は研究史¹²⁷⁾の展開の突端ともいべき位置を占めている。この史料のうちに、893年以前の三つの年代層を見ていた K. ランプレヒトを批判して、893年に成立した所領明細帳がその後追加記入を受けたとの通説を確立したのが、Ch. Ed. ペランであった。しかしペランは、追加部分の年代決定を不可能として断念していたため、その後の歴史家の努力はこの問題に向けられることになった。この点で決定的な寄与をしたのが E. ヴィスプリングホフであり、原本と追加部分とを一つの書冊のうちに筆写したとされる第1次コピストが、プリュム修道院における文書作成状況からして10世紀前半の修道士に違いないことを論証して、いずれの追加部分も950年以前に挿入されたと主張したのである。その後この考え方が一般的に受け入れられていたが、さらに一歩進めようとしたのが L. クッヘンブッフであり、次のような斬新な見解を提出した。すなわち、882年以降所領群ごとに成立してくる個別

127) プリュム明細帳の史料批判に関する研究史は、森本「二つの問題」〔前注2〕、23-33頁にまとめられている。

的な所領明細帳には、殆どすぐに追加記入が行なわれ始めるが、それは893年における所領明細帳の全体的集成の後でも、しばらく続いた。従って、追加部分の年代は、893年以前も含めて、それかなり近い時点だといっているのである。残念ながらクッヘンブッフが論証の基礎とした人名史料の処理は、確実な方法に基づいているとは言い難い。別稿において私は、その点を指摘¹²⁸⁾して、クッヘンブッフの寄与がヴァイスプリングホフ説の支援以上に出ていないとした上で、追加部分の具体的検討に基づいて、ヴァイスプリングホフの見解が妥当であることを再確認したのである¹²⁹⁾。

シュワープの見解が、追加部分の年代を893年になるだけ近づけようとしてきた以上の研究史を受け継ぎ、それを極端にまで押し進めたものであることは、もはや言うまでもあるまい。すなわち、プリュム修道院所領明細帳に追加部分なしとするその議論の核心は、伝来されている形でこの史料が一続きの作業行程の所産であるという主張にあり、しかも、個別所領での調査と執筆とを大宗としながらも、所領群の中心となっていた場所や、プリュム、ミュンスターアイフェル及びザンクト・ゴアでの整理と起草を含む複合的な過程として構想されているこの作業行程は、当然一定の時代的幅を持たざるをえないからである。言いかえればシュワープ説は、従来およそ60~70年と考えられてきた追加部分の年代的幅を、ほぼ1年のうちに圧縮することによって成立したのであって、そうした仕方が実証的な検討には耐えることができなかつ

たわけである。

研究史におけるシュワープのこうした位置は、所領明細帳の史料的性格をめぐっても同様である。ランプレヒトからペランに至る古典的研究¹³⁰⁾では、確かにシュワープが強調するとおり、所領明細帳が、一定の書式に則り、大領主のもとでの統一的な編纂事業の成果として成立する、整然たる記録と想定されていた。そこから、ことにペランは、事態の変化に応じて容易に改変され難い所領明細帳は、すでに過去のものとなった現実の描写として、保守的性格を持つことを強調していた。こうした見方に立つとき、史料類型としての所領明細帳が使用されるのは、一定時点における所領の静態的検討だということになる。これに対して、プリュム修道院所領明細帳が所領群ごとに成立した小規模な記録の総体であり、しかも常に追加記入や訂正を受け入れて修正されていた、というクッヘンブッフの見解は、所領明細帳をより雑然とした、従ってより柔軟な記録として見直そうとする、画期的な試みを示していた。しかも、クッヘンブッフの考える原本への修正は、領主による所領政策に即応して所領再編成の道具となりえた、というのであるから、ここに所領明細帳はむしろ革新的性格を帯び、所領構造の動態的分析に適した史料類型とされることになったのである。

クッヘンブッフに対するその厳しい姿勢にも拘らず、シュワープが、所領明細帳の史料的性格についてのこうした見方の転換を受け継ぎ、それをさらに徹底していることは明らかであろう。ただ、追加部分なしとするその立場は、プリュム修道院所領明細帳を実務的には役立たないほどに雑然とした記録に貶めてしまい、常識的にはとても支持し難い議論となってしまつて

128) 同上、33-35頁。

129) 同上、35-39頁。

130) 所領明細帳の史料的性格をめぐる研究史については、同上、39-42頁を参照。

いるのである¹³¹⁾。

研究史におけるシュワープの位置を、以上のように確認しうるとすれば、われわれの進むべき途もまた明らかであろう。それは、プリュム修道院所領明細帳の研究において、まず通説の持つ重みを再確認——シュワープ自身が柔軟な議論を展開するたびに、ペランの見解に近づいていることを想起せよ——した上で、最近取られてきた方向を受け継ぎ、しかもシュワープほど極端にそれを押し進めないことであって、具体的には次のごとくである。

まず、史料批判の領域においては、カエサリウス写本として伝来しているプリュム修道院所領明細帳が、年代的に異なる複数の層を含むことを認め、しかも全体の年代幅を9世紀末から10世紀前半というくらいに押さえること。その際、おそらく880年代に作成が始まったこの記録は、おそらく893年前後にはその主要部分を完成させていたと考え、これを原本と呼んでよいが、原本の範囲の厳密な確定が殆ど不可能であることを考慮して、原本と追加部分との区分にのみ関心を集中してしまわないことが、必要である。むしろ、プリュム修道院所領明細帳を、9世紀末に重心を持ちながらも、およそ60～70年にわたった現実を反映している史料と考え、その内部に写し取られた農村世界の変化を検討しうる素材として、利用すべきである

131) 所領明細帳の史料的性格は、それが同時代に持っていた法的性格と深く関っている。後者については長い研究史があるが、1930年代からは、領民宣誓による在地慣習の記録である所領明細帳は、法廷での挙証能力を持つとするペラン学説 (Perin, *op. cit.*, pp. 602-604) が、重きをなしている。クッヘンブッフの新しい見方はこの点にも反省を迫ると考えられるが、クッヘンブッフ自身はそれを論じていない。シュワープも同様で、領民の宣誓による陳述という考え方に否定的な見解を示している (Schwab, *op. cit.*, p. 46) だけに、たいへん残念である。

う。前掲の具体的な検討からも、そうした視角に適合的な問題として、スカラリウスの上昇、大規模保有者の所領への統合、農民負担の貨幣納への傾向などが考えられる。これに対してシュワープのように、プリュム明細帳が含む矛盾した文言を、すべて所領明細帳作成過程から由来するものとして、およそ1年以内の幅に押し込めてしまうことは、それが動態的史料として持つ大きな可能性を切り縮めてしまうことになるのである。

次に、所領明細帳の史料的性格という水準では、この史料類型を大がかりで整然とした記録と先験的に想定してはならぬとしても、そこから直ちに、所領明細帳があれこれの文言の雑然とした集合でありうると考えることも、また許されないのである。この点は、カロリング期における所領明細帳一般の、最近における研究方向と深く関っている¹³²⁾。すなわち、1970年には R. フォシエ¹³³⁾ と F. L. ガンスホーフ¹³⁴⁾ を代表として、所領明細帳をめぐる二つの見解が真向から対立していた。前者が、領主の抱く理想的な所領経営像を示すという規範的性格に重点を置いて、所領明細帳を捉えるのに対して、後者はむしろ、所領管理で実際に用いられたという実務的性格を基本として、考えていたのである。ところが最近では、カロリング期における領主制の研究が展開して、有力領主層による古典荘園制の方向での所領再編成の努力が高く評価される¹³⁵⁾ ようになるに依じて、所領明細

132) 森本「現状」〔前注1)〕を参照。

133) R. Fossier, *Polyptyques et censiers*, Turnhout 1978, pp. 24, 33.

134) Ganshof, *op. cit.*, pp. 133-134.

135) この点を浮彫した論文として、A. Verhulst, *La diversité du régime domanial entre Loire et Rhin à l'époque carolingienne. Bilan de quinze années de recherches*, in W. Janssen—

帳をそうした所領政策の手段の一つと考える傾向が、明確になってきた¹³⁶⁾。それによるならば、所領明細帳は所領管理の実務に用いられる台帳であるとともに、領主が所領の現実を整理していくべき基準をも示しているというのである。従って、所領の多彩な現実に対応して、時にはかなり雑然とした記録にはなりえても、実現すべき理想像への参照から生じてくるような統一性も、また備わっていなければならないことになる。所領明細帳の統一的性格をシュワープほどに否定してしまうことは、こうした所領明細帳研究の現段階と相容れないのであり、むしろ、プリュム修道院所領明細帳は、その原本が成立した時点では、修道院の所領政策から由

来するある程度までは整然たる姿を示していた、と考えるべきであろう。

原本と追加部分との分離に注意を集中してしまふべきでない以上、シュワープの提供してくれた新版は、まさにプリュム修道院所領明細帳の考える最良の版である。これを用いながら、複数の年代的層を含むこの史料から、修道院による所領政策の展開と所領形態の変化を追究すること、それによって、現在めざましい発展をとげている中世初期領主制の動態的見地からの研究に、他の所領明細帳と並んでこの史料を十分に活用すること¹³⁷⁾、これこそ今後シュワープの功績を生かしていく途であろう。

D. Lohrmann (ed.), *Economie rurale entre Loire et Rhin de l'époque gallo-romaine au XII^e-XIII^e siècle*, München-Zürich 1983, pp. 133-148 を見よ。

136) 1983年9月ヘントにおける研究集会で取り上げられた問題の一つが、まさにこれであった。森本「現状」〔前注1)〕, 82, 86頁を見よ。この研究集会の会議録は, A. Verhulst (ed.), *Le grand domaine aux époques mérovingienne et carolingienne* として、間もなく刊行される予定である。

137) 現在までに動態的見地から検討されたのは、サン・ベルタン及びサン・レミ両修道院の所領明細帳である。前者については、Y. Morimoto, *Essai d'une analyse du polyptyque de l'abbaye de Saint-Bertin (milieu du IX^e siècle)*. Une contribution à l'étude du régime domanial classique, in *Annuario (Istituto giapponese di cultura)*, 1970-1971, pp. 31-53; Id., *Problèmes autour du polyptyque de Saint-Bertin*, in A. Verhulst (ed.), *op. cit.*, 後者については、J. P. Devroey, *Les premiers polyptyques rémois. VI^e-IX^e siècle*, in *Ibid.* を見よ。